小値賀町議会第一回定例会は、平成十七年三月八日午前十時、小値賀町役場議場に招集された。

一、出席議員　十二名

一番　加山雅徳
二番　土川重佳
三番　小辻隆治郎
四番　浦英明
五番　末永一朗
六番　松永勇治
七番　岩坪義光
八番　伊藤忠之
九番　横山弘蔵
十番　立石隆教
十一番　黒崎政美
十二番　近藤一輝

二、欠席議員　　なし

三、地方自治法第百二十一条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	山田憲道
助役	三浦清敏
収入役	神川清
教育長	巖充也
総務課長	大黒泰三
住民課長	谷良一
農林課長	松本充司
水産商工課長	筒井英敏
建設課長	中村敏章
税務課長	西村久之
診療所事務長	吉元勝信
空港管理事務所長	平野久之
教育次長	西浩三
農業委員会事務局長	福田等
保育所長	松永一誠

四、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

議会事務局長　升水裕司
議会事務局書記　松永清美

五、議事日程

別紙のとおりである。

議　事　日　程

小値賀町議会第一回定例会
平成十七年三月八日（火曜日）　午前十時零分　開　会

第　一　会議録署名議員指名（小辻隆治郎議員・浦　英明議員）
第　二　会期決定
第　三　所信表明
第　四　一般質問
第　五　議案第一号　専決処分事項の承認を求めることについて（小値賀町税条例の一部を改正する条例）
第　六　議案第二号　課の設置に関する条例の一部を改正する条例案
第　七　議案第三号　小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
第　八　議案第四号　小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案
第　九　議案第五号　小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案
第　十　議案第六号　小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案
第十一　議案第七号　小値賀町浄化槽整備事業の実施に関する条例案
第十二　議案第八号　小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案
第十三　議案第九号　小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
第十四　議案第一〇号　小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案
第十五　議案第一一号　小値賀町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案
第十六　議案第一二号　長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
第十七　議案第一三号　長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

第十八　議案第一四号　長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について

第十九　議案第一五号　長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について

第二十　議案第一六号　長崎県市町村土地開発公社定款の変更について

第二十一　議案第一七号　佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更について

午前十時零分開会

議長（近藤一輝）　おはようございます。

ただいまの出席議員は、十二名です。

定足数に達していますので、ただいまから平成十七年小値賀町議会第一回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布したとおりであります。

諸般の報告及び監査委員からの例月出納検査結果の報告は、印刷してお手元にお配りしておきましたので、ご了承を願います。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第百十八条の規定によって、三番・小辻隆治郎議員、四番・浦　英明議員を指名します。

日程第二、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。

本定例会の会期は、本日から三月十一日までの四日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から三月十一日までの四日間に決定しました。

日程第三、所信表明を行います。

町長より所信表明の申し出がありましたので、町長の発言を許します。

町　　長

町長（山田憲道）　皆さん、おはようございます。

本日、ここに、平成十七年小値賀町議会第一回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年は、私も町長として一期目の折り返しの年になりました。その間、町議会を始め、各方面の皆様からご支援とご協力をいただき、計画された事業が着実に進捗しておりますことに対し、心から感謝申し上げる次第でございます。

平成十七年度が町民皆様にとりまして、幸多きものとなることを心から念願しつつ、開会にあたり、町政の運営について所信を申し述べますと共に、議案の主なものについて、その概要をご説明いたしまして、議員各位、並びに町民皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国は、厳しい財政状況の中で、さまざまな行財政改革を進めています。なかでも三位一体の改革は、決着の年となる改革三年目を迎えております。補助金削減は四兆円を上回っているものの、税源移譲は目標額には達しておらず、依然として不透明なままでございます。そのため、全国の自治体は昨年に続き、新年度予算の編成に大変苦慮いたしております。

当町におきましても、厳しい財政運営が強いられており、十七年度の予算も厳しいものとなりました。そのため、昨年に続き需用費の部分的集中管理や、各種委員等の報酬の見直しを行いました。

なお、議員皆様には議員報酬・議員定数の見直しをしていただき、この場をお借りし厚く御礼申し上げます。

それでは、各課から提出されております事業等につきまして申し上げます。

まず、総務課関係について申し上げます。

毎年、国土交通省が主催となって都市の生活者と離島との交流を目的として、離島地域の活性化を図るイベント「アイランダー」が東京で開催されておりますが、本年度も継続して参加し、小値賀の情報発信と物産販売による当町のＰＲを考えております。また、本年度も引き続き、人材育成事業として小値賀町の自然と人が調和した生活様式と歴史財産を一体的に捉える「エコミュージアム」による地域振興を図り、将来の小値賀像のまちづくりの形成を考えております。

次に、当町の農水産物を活用した郷土食を通して、世代間の交流と郷土食文化の伝承を行ない、「地産地消」と「食育」を促進し、地域の活性化を図るために郷土食文化活用支援事業を昨年に引き続き計画しております。更に、農水産物等のブランド化と新たな販売ルートの開拓を目指し、流通システムの確立するための講演会や懇談会等を計画しております。

空港管理事務所について申し上げます。

去る一月三十一日、長崎県とオリエンタル・エア・ブリッジ株式会社から関係者の方が来町され、長崎・福岡便について三月末をもって廃止したいとする申し入れがありました。当町としては到底受け入れることはできず、二月九日、受け入れられない旨を県に伝え、路線存続を陳情いたしました。一方、オリエンタル・エア・ブリッジ株式会社は、「地元の了解を得ないと廃止はできない」として、四月分の運行ダイヤは編成しているようでございます。現在、利用客増加を図るため、往復利用者に対し二千円の補助を行っておりますが、十七年度から小値賀在住の方のみ、片道でも千円の補助を行い、利用客の増加に努めたいと思っております。なお、今年の利用者は、二月末現在で八百三十七名であり、昨年同期に比べ五百七十六名の大幅な増加となっております。また、十六年一年間の利用客は二千九百九十六名で、利用率三〇・六％、就航率八三・七％でございます。

保育所について申し上げます。

昨年十二月の定例会で幼保一元化については報告いたしましたが、条例等の整備も終わり、四月から保育所にて合同保育を実施いたします。内容などにつきましては、幼保一元化の進捗状況についてと題して一般質問がなされておりますので、ここでは省略させていただきたいと思います。

農林課関係について申し上げます。

政府の農業政策は、食料の安定供給や多面的機能の確保をはじめとする農業・農村の重要な役割が、一層効率的・効果的かつ持続的に発揮されることが重要であるとの観点から、平成十六年五月に制定された「農政改革基本構想」の方向に即した政策が図られます。また、補助金改革により、従来の補助金が、食の安全・安心確保交付金、強い農業づくり交付金等、七つの交付金に集約されております。県においても、平成十七年度の農政ビジョンの見直しが行われますが、従来の個別経営に加え、集落営農がますます重要と位置づけられ、地域農業の確立は、認定農業者と集落営農をセットで考慮されるようになります。農政ビジョンの基本目標に沿って緊急性、重要性の高い事業が実施されますので、町においてもこれらの施策を基軸として農業経営の確立を図りたいと思います。

水田農業につきましては、平成十六年度から国の米政策大綱に基づき新しい制度が実施されており、米の需給調整は生産数量を調整する方式になっております。当町への平成十七年度産米の生産目標数量は四百三十一・二トンの配分を受けてお

り、この生産数量を基準反収で換算した面積百七ヘクタールで、水田農家の皆さんに配分することになりますが、ＪＡ管内市町村での調整も実施する予定であります。

平成十二年度から五年間の事業で実施されておりました中山間地域等直接支払制度は、平成十六年度が最終年度となっておりましたが、次期対策として制度が改正され、引き続き十七年度から五年間実施されることになりました。次期対策においては、現行対策より活発化した集落の動きを一層充実させ、自律的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に向けた、前向きな取り組等を促す仕組みに改善され、平成十七年八月末を目途に対象集落協定の取りまとめを行います。

畜産事業につきましては、ＢＳＥの問題でアメリカ産牛肉の輸入がストップしていることや、国内における家畜個体識別システムによる耳標装着によって、生産履歴が確立されたこと等により、平成十六年の四回の子牛せり市での平均価格は、四十三万五百五円と高値で取り引きされております。また、先日五日に行われました三月子牛せり市につきましては、昨年の三月市と比較し、二万八千三百七十八円の高値でございました。十七年度から三カ年間は、第二期増頭運動を推進し、家畜導入制度等の充実を図り、安定した畜産経営に努めてまいります。

林業関係につきましては、今年度も松くい虫防除のための空中散布及び地上散布のほかに姫の松原への樹幹注入を実施いたすことにしております。また、昨年に引き続き、森林や緑の果たす役割や重要性を町民に広く啓発し、森づくりの大切さを理解してもらうための豊かの森づくり植樹祭、併せて本年からは森づくりの一環として、グリーンロード沿いに桜並木の整備も行う予定にしております。

農業委員会につきましては、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保育成に取り組み、農地の利用集積や経営対策、農地情報管理システムの確立を図り、安定した農業経営を推進いたすようにしております。

担い手公社につきましては、第三期研修生が今年度より就農いたしますので、その支援のための営農指導を行うとともに、引き続き新研修生の受け入れを行い、新規就農者の確保と育成を図るようにいたしております。担い手公社が所有する各施設、機械等につきましては、昨年度までほぼ整備が完了しましたので、今後はこれら施設の有効利用と、作業労務班の設置により、各種育苗事業・農業振興事業・農作業受託事業等の推進や松くい虫被害木の処理等、町からの作業受託を行います。また、本年度より堆肥製造施設の管理運営を、土地改良区から担い手に移管します。担い手公社が行う各種営農振興事業との連携により、良質有機堆肥利用の推進を図り、安全・安心な農産物生産のために、自然循環型農業の確立をめざしま

す。

畑総事業につきましては、平成十五年度すべての事業が完了し、各施設等の維持管理については土地改良区が行っておりますが、事業完了に伴い、平成十六年度農用地集団化優良地区として、長崎県及び九州農政局から農林水産大臣賞への推薦を受けておりましたが、この度、受賞が決定しました。この表彰は、土地改良法により農用地等の集団化を実施した地区で、その成績優良にして他の地域の模範となる土地改良区が表彰されるもので、本年度は全国で八地区が表彰されます。受賞の理由は、島嶼部といった立地条件の不利な地域で畑地かんがい、区画整理等の事業を関係機関が一体となって取り組み、地域全体の活性化に多大の成果を上げていることが評価されたものであります。これら総合的、精力的な取り組みは、農林水産大臣表彰地区として極めて高い評価をいただいたもので、受賞式は四月に九州農政局において行われる予定です。なお、この賞は長崎県では初めての受賞で、また、小値賀畑総事業は、平成十四年度に農業土木学会最高の賞である「上野賞」を、そして今回の農林水産大臣賞と二つの大きな全国的な表彰をいただくことができ、農業者の大きな励みになると期待をいたしております。

水産商工課について申し上げます。

長崎県は今年度、新たに取り組む漁業者担い手推進のための事業を実施します。内容といたしましては、漁協が中古船を購入し、それを漁業者にリースするというもので、中古船の購入費を、県と町が四分の一ずつ漁協に補助するというものであります。このことにつきましては、漁協と協議を進めていきたいと思います。また、国の事業として新規の離島漁業再生支援事業がございますが、要綱要領の制定が四月上旬の予定であるとのことでありますが、積極的に取り組みたいと考えております。

次に、商工観光関係について申し上げます。

漁協による観光宣伝地域おこしの勉強会を県北漁協として取り組んでおりますが、七月までに小値賀町漁協としての方向性をということでございますので、漁協と一緒に協議、企画にあたるよう指示しているところでございます。

恒例となっております『おぢか国際音楽祭』は、二十二日の前夜祭を皮切りとして、二十四日から三十一日まで実施されます。今回は四十名余りの受講生の申し込みがあっております。

建設課関係ついて申し上げます。

下水道事業につきましては、平成十一年度に採択され進めてまいりました笛吹地区の、小値賀町特定環境保全公共下水道事業も一部を残し平成十六年四月一日より供用開始されております。浜津地区農業集落排水事業も平成十七年四月一日には、前目地区が供用開始となります。また、公共下水、農漁集処理区域外の地区では、合併浄化槽設置事業を計画しております。斑地区につきましては十六年度に策定された基本計画に基づき、平成十八年度採択に向け、地区住民の皆さんと協議していきたいと思っております。小値賀の環境保全、環境美化にとって、下水道の整備は必要不可欠です。町民皆さんの協力なくしては下水道の機能を十分に発揮できません。下水道に接続されて快適な生活を過ごされることを願っております。

公営住宅関係では、南川団地、川久保団地、小浜団地の建て替えを本年度から三カ年をかけて予定しております。各団地共築三十年を過ぎ、老朽化が進んでおり早急な建て替えが必要となっております。本年度は、特に老朽化が進み危険な状況にある川久保団地の建て替えを予定しております。老朽住宅の建て替えにより、入居者の安全で快適な生活が営める住宅の提供ができるものと思っております。

県道小値賀循環線の改良工事も順調に進捗しており、大浦方面の区間及び離島開発センター下から診療所までの区間の両区間は、十七年度中に完成の予定でございます。

教育委員会関係について申し上げます。

児童・生徒の学力低下の問題や少年犯罪の低年齢化などで、教育の果たす役割が大変重要な時期となっております。長崎県内においては、一昨年の長崎市での事件、昨年の佐世保市での生徒による殺害事件が発生し、教育関係者に大きなショックを与えましたが、本町でも小値賀中学校に「心の教育サポーター」を今年度も継続して設置することにしています。

離島を数多く有している長崎県において、島の活性化・若者の定着化などを目標に、平成九年度より北松西高の協力を得て実施しております中高一貫教育も八年を経過し、二月十七日には町内外から多くの関係者の出席を得て、「連携型中高一貫教育研究会」が開催され、それぞれの教科ごとの実践報告がなされました。なお、研究会当日の長崎新聞に、県教委が離島部で小中高一貫教育制度導入の方向性を固めた、との報道がなされました。内容として、従来の六・三・三制を、十二年間を見通した、例えば、四・三・二制の教育課程の編成、各学校への教諭の相互乗り入れ、小中高生徒合同行事参加等の実施について、三年間で研究を進め、平成二十年度の導入を目指すこととしており、当町教育委員会も積極的に導入のための研究に参画してまいります。ただ、学校統廃合で、新年度から小中高各一校となるという長崎新聞の報道は間違いでござい

まして、小値賀を含め、奈留や宇久地区に複数の小学校が残ることとなります。少子化に伴う児童・生徒の減少は、当町にとって大きな問題です。新年度の各学校への入学予定児童生徒数は、小値賀小学校十八名、小値賀中学校三十七名で、小学校入学者数は前年度より二名の減となる見込みですが、斑小学校への入学者は残念ながら十七年度もゼロ名の状態が続き、先ほどの小中高一貫教育実施の時までには、小値賀小への統合、或いは分校化等の決断が必要となることが予想されますので、今後、議会はもとより、教育委員会、保護者、斑地区住民の方等と協議を進めてまいります。

幼稚園と保育所の一元化については、新年度よりまず統合による共同保育を開始することとし、長崎県教育委員会に位置移転届けを提出しております。なお、移転に伴う幼稚園跡地施設利用計画については、図書館協議会の答申を踏まえ、町立図書館としてリニューアルすることで、今後、配置計画等を策定し、財産処分改良工事等を行い、十八年四月移転を計画しております。

診療所について申し上げます。

診療所につきましては、平成十六年度より長崎県離島・へき地医療支援センターから医師が派遣され、医師二名体制で運営を行っております。この制度も少しずつ定着化し、県内の各診療所に順次医師派遣がなされており、離島の医師確保の負担軽減につながっていると思っております。今後、さらに制度が発展し、離島医療システムの根本的な支援策に繋がるよう、町としても積極的に対応を図りたいと考えております。

一方、看護師の不足が新たな問題となっております。現在二名欠員となっており、看護師確保のため、いろいろな対策を講じておりますが、全国的な老人保健施設の開設等により、かなり厳しい状況にあります。しかしながら、看護師不足が原因で医療水準の低下をきたすことは、住民皆様の暮らしに重大な影響を及ぼしますので、早急な確保を図りたいと考えております。また、十七年度から医療技術者等の奨学補助金制度を新規に発足させて利用し易いシステムとし、スタッフの確保を推進していきたいと思います。今後も住民皆様のニーズを十分に把握しながら、安心して暮らせる医療行政に努めてまいりたいと思います。

議案関係について申し上げます。

まず、平成十七年度当初予算でありますが、一般会計予算の予算額は三十八億三千三百万円、特別会計の予算額は七会計で、二十一億二千八十万六千円となっております。

次に、平成十六年度補正予算でありますが、今回の補正額は、年度内に執行を要する事業費について計上いたしております。一般会計六千百万円の減額、特別会計六会計で、一千八百十一万一千円の増額補正をいたしております。この結果、平成十六年度一般会計の予算総額は三十億八千百五十万円、同じく特別会計では、二十五億八千四百三十四万四千円となります。

次に、予算以外の議案のうち主なものについて申し上げます。

「議案第二号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案」は、将来の職員の削減と、効率的に事業を実施するため課の統廃合を、「議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案」は、委員報酬のうち、年額支給に係る報酬の見直しを、「議案第四号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案」は、平成十六年の地方公務員法の改正により条例制定の義務が生じたため、上程するものであります。

その他の案件につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承賜りたいと存じます。

本定例会には、議案三十三件の審議案件をご提案いたしております。

議案の提案理由及び内容については、それぞれ担当がご説明申し上げます。

なにとぞ慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午前十時三十二分―

―再開　午前十時三十九分―

議長（近藤一輝）　再開します。

町長（山田憲道）　先ほどの所信表明の中で、一般会計予算の予算額の「二十八億」を、「三十八億」と読みましたので、訂正させていただきます。

議長（近藤一輝）　これで所信表明を終わります。

日程第四、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、関連質問は、ご遠慮願います。

十番・立石隆教議員

十番（立石隆教）　私は、町長に斑地区の下水道事業と住民説明の仕方についてと、教育長に北松西高存続のための離島留学制度や小中高一貫教育の取り組みについてを伺います。

まず一点目を町長に伺います。

小値賀町は大島地区の漁業集落排水事業として下水道事業が平成七年度から始まり、平成十年の大島地区の供用開始から前方地区、柳地区、笛吹地区、今工事している浜津地区と順次整備がなされてきました。

今年度は斑地区の整備にかかるようですが、私は、財政的に厳しい状況の中、さらに平成十九年度以降の国の地方交付税に対する姿勢がいっそう厳しさを増すことが予想される中で、お金のかかる下水道事業を実施することに大きな不安を覚えています。

トイレの水洗化や生活雑排水の処理化は、自然環境の保全や衛生面などの観点から、私たちの生活環境の向上という点からも大切な事業です。それ自体には異論は無く、事業を推進することは賛成です。しかし、今の小値賀町の置かれた状況、特に財政的な現状を冷静に分析したとき、下水道事業はいったん凍結する決断をしても不思議ではない財政状況にあり、このまま計画通り進めることが本当に正しいのかと疑問を感じます。誰もが反対しない素晴らしい目の前の事業をすることは一時的には賞賛されるかも知れませんが、それが将来、小値賀の住民の肩に大きく荷物としてのしかかってくるとすれば、本当にそれをみんなが望むのでしょうか。

今は、平成十九年度以降、国が地方交付税や補助金のあり方をどのように変えてきても、しっかり対応できる財政的準備をしなければならない時だと考えます。今、町の貯金である基金を取り崩すときではなく、少しでも多く基金に積み立てる努力をするときです。

しかし、こうした厳しいフトコロ状態の中でも、町長がどうしても、この事業を継続したいと言うのであれば、より多くの幸福に寄与する事業であったと評価できる内容でなければならないと思うのです。近い将来、確実に訪れるであろう依存財源の減少を承知で、無理をして行う事業ですから、少ない投資で最大の効果をもたらす結果につながらないといけないと思います。

そこで、お伺いします。

斑地区の住民のみなさんのほとんどがトイレの水洗化や生活雑排水の集合的処理を望んでいるのでしょうか。漁業集落排水事業による終末処理場が完成し、接続が可能となってから三年以内にどれくらいの家庭が下水道に接続するでしょうか。その予測をお伺いいたします。宅内工事費の問題と現在の経済状況、後継者の有無、密接している家屋状況による宅内工事の難しさなどを考えると、とても八〇％に接続率は届かないのではないかと心配します。そうなれば効果の面で疑問が生じることになるからです。

また、住民に対するこの事業の説明の仕方についてですが、十分な情報の提供がなされているのかどうかも伺います。斑地区の住宅密集地は岩盤の上に立っており、さらに道路は狭く、軒と軒が接し、隣との間も隙間のないほどであり、掘削工事などで民家に振動による影響が出る可能性も十分にあること、工事の時間を漁師の休む時間に合わせるわけにはいかないこと、下水道事業を開始することは、その地区の八〇％以上九〇％以上が接続することが前提であることなど、きちんと説明しておられるのかを伺います。住民は町のやる事業についてだけオーケーと言っているだけで、自分の家につなぐことは別だとの意識を持っている方々も見受けられます。前方の例もありますので、事前に十分な認識を持ってもらう働きかけをしなければならないと思いますが、町としての住民に対する説明をどのようにやっているのかを伺います。

トイレの水洗化や生活雑排水の処理化は自然環境の保全や衛生面などの観点から、私たちの生活環境の向上という点からも大切な事業です。しかし、それらを整備する方法はいくつもあります。トイレの水洗化や生活雑排水の処理は管を地中に埋めて一カ所に集め処理する方法だけではなく、各家庭で処理してから流す方法、数個の家庭が集まって小単位で処理をする方法などいくつもあります。

例えば、山に登るのに歩いて上る方法、車で行く方法、鉄道やケーブルカーで行く方法、極端にはヘリコプターで行く方法など、いくつもあるように、です。それぞれプラスとマイナスがあります。ヘリに乗れば楽に頂上に行けるがお金がかかります。歩けばお金がかからないけれども体力と時間がかかります。このようなときは、普通、自分の体力や財布の中身と相談しながらその方法を決定します。それと同じように、水洗化や雑排水の処理のために必要な方法を今の小値賀の状態を考えて選択する必要があるのです。「単純に水洗化は良いことでしょう？だから公共下水道事業をするのですよ。」では、「山に登りたいでしょう？だからヘリに乗るのです。」と言っているようなものです。いろんな方法があることを説明する必要があるし、あらゆる角度から検討する必要があるのです。

その意味で、どうしても今やらなければならないというなら、私はこの際、公共下水道や農集・漁集なんかの三分の一の事業費で出来るという個別式の合併浄化槽で整備する方法を選択すべきだと思います。

平成九年、小値賀町議会では特別委員会を設置して下水道事業について徹底的に調査研究しました。先進地視察をして、小さい自治体の工夫する姿を見たり、問題点を克服する方法や制度を学び、十分に審議をした結果、個別式の合併浄化槽の面的な整備の方が財政的に脆弱な町にとって有効な手段であることを確認しました。小さい自治体にとって下水道事業は町の財政を著しく圧迫することは、多くの自治体をみれば明らかです。今、私たちが出来ることは、身の丈にあった水洗化の為の方法を模索することです。それは、下水道事業の方向性を転換し、個別式の合併浄化槽整備に切り替えることだと考えます。町長の所見を伺います。

また、再質問及び教育長の質問は自席よりさせていただきます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　斑地区の下水道事業と住民説明会の仕方についてという質問につきましてお答えしたいと思います。

一点目でございますが、斑地区においてはご承知のとおり、家屋が密集し、また道路も狭く、土質等の制約も受け、下水道工事の実施には難工事が予想され、工事費の割高が懸念されます。しかし、地区住民の環境保全の意識が高く、下水道事業の要望がされております。難工事と工費の割高だけで、住民の八〇％近くが要望している生活環境整備事業を実施しないとは言えません。しかし、事業の実施あたっては、実施計画、実施設計の段階で出来るだけ経費の掛からない方法を検討したいと考えております。

二点目についてお答えいたします。

斑地区の下水道推進については、第一回目を平成九年三月十五日、第二回目を平成十二年七月十七日、第三回目を平成十二年十一月二日、第四回目を平成十六年十月二十一日に説明会を実施いたしております。

第一回目の内容は、小値賀町下水道基本計画についてです。第二回目の内容は、下水道の必要性、下水道処理方法、町の下水道事業概要、個人の工事と町実施の工事区分、排水設備内容及び下水道使用料等を説明しております。第三回目の内容としては、第二回目とほとんど同じで質疑を受け付ける形をとっており、地区住民から最初の説明会から三年が経つので、『事業をやる・やらない』をはっきりさせるべきだという意見が多数だったので、「接続する」・「接続しない」・「後で接続

する」の内容でアンケートを実施することを伝え、翌日配布し、六日に回収した結果、接続する三割、接続しない約一割、後で接続する約六割でした。この結果を踏まえ、斑地区においての下水道事業は保留しておりました。

平成十五年十一月四日付で、集合処理で下水道を整備することを前提として、下水道供用開始後三年以内に排水設備等工事を「行う」・「行わない」・「三年以内は無理だが行う」という内容で実施したところ、「工事を行う」と答えた者が約二五％でした。

平成十六年四月二十七日、斑地区の常会の折出向き、先のアンケート結果を踏まえて、「集合処理による下水道事業は無理である。接続には六十万円ほど費用がかかる。」と説明し、下水道事業を実施しない旨を伝えました。

しかし、その後、『接続する』との確約で約八割の署名を添付して、斑浦、斑在地区両会長の連盟で要望書が提出されましたので、平成十八年度より事業を実施することを決定いたしました。

なお、平成十六年度において、県の補助をいただいて漁業集落下水道緊急整備基本計画を策定いたしました。また、平成十六年十月二十一日には、県の水産部水産基盤計画課他計画班の方々が見えられ、斑地区住民センターにおいて、漁村の下水道整備による生活環境の向上等についての説明もあっております。この時を利用して今後の斑地区の下水道事業の予定について説明いたしております。

以上のような説明会及びアンケートを実施しておりますので、住民には十分な情報が提供されていると考えております。

三つ目の質問についてお答えいたします。

大島地区は百％の接続率でございましたが、柳地区六一・四％、前方地区五八・三％になっております。斑地区につきましては、要望書が八〇％となっておりますので、公共桝設置の八〇％を見込んでおります。

四つ目の質問についてお答えいたします。

確かに個別式による方法は工事費が安くすむことは承知しております。ましては、町の財政状況を考えれば、個別式が選択すべき道だと考えておりますが、斑地区においてはご承知のとおり、家屋が密集し合併浄化槽を設置するスペースがなく、岩盤上に立っていることを考えると、浄化槽を埋設するのも困難だと考えられます。また、全てを個別式にした場合、設置出来る世帯が制約を受け、不公平を生じる恐れがあります。

更に、斑漁港内の水質浄化の点からも好ましくないと考えられます。集合式にした場合、将来的に公共又は農集等との接

続等も可能となり、維持管理等において経費の削減が見込まれます。
先の質問にもお答えいたしましたが、極力経費の掛からない方法で実施していきたいと考えております。
以上です。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　経費の掛からない方法で検討するということでございますが、経費の掛からない方法は個別式だと私は言ってるんですけれども、経費の掛からない方法を検討すると言っている町長の、その検討する範囲っていうのは個別式は入っていないんですか。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　お答えいたします。
斑在地区はですね、場合によっては三・四軒、これははっきり戸数は申し上げられる段階ではございませんが、合併浄化槽を考えております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　斑浦地区の密集地っていうのはなかなか合併浄化槽を各家庭に埋めるということは非常に難しいっていうのは私も承知します。であれば、事前の策としてはコミプラということが考えられますが、そのようなことも想定をしているんですか。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　お答えします。
まだ計画の策定段階ではっきりしたことは言えないわけでございますが、最終処分場のですね、建設いろいろにつきましては、コミプラと言いますか、三百人槽ぐらいのですね、浄化槽の終末処理場というような考えはしております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　今の財政の厳しい状況がありますので、非常にここは慎重にやっていただかないといけないというふうに思います。
ただ、先ほどの説明の中で、住民の要望が八〇％以上を超えてですね、これに応えないというわけにはいかないという、

町長の答弁でございましたけれども、まさにそのとおりであります。
　しかし、その中身が重要です。そのおっしゃってる八〇％が本当にその下水道のですね、環境が整備されれば直ぐに接続したいと思っている八〇％なのか・・・。そこの中に例えば三割ぐらいが、一番最初にアンケートをとった時に接続すると言った三割の方々がおられたということ。これが最初のアンケートでありますけれども・・・。三割の方々がそういう下水道に接続をしたい、水洗化をしたいために他の方々を説得をして、そしてとにかく繋がないでもいいから町が事業をすることには応援をしてくれというようなことで八〇％になったのであれば、実際事業を始めて接続をさせるという段階になった時にとうてい八〇％の接続率は確保できないということが私は起こるということを心配しております。
　そのようなことはございませんか。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えします。
　基本計画が出来た後にですね、再度、斑の方には説明会に行くと。
　そういうことで、三年以内にですね、八〇％になるという場合はですね、やると。前方のような感じで、町の方から「して下さい。」ということはいたしません。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　住民の方々に少し私も聞き取り調査をいたしました。特にお年寄りの方々、お年寄りの家庭というところは、「ハンコを押しましたか？」と言うと、「押しました。」と。「じゃあ、接続するんですね。」って言ったら、「しません。」と。「それはどういうことですか？ハンコ押したということは接続するということですよ。」というふうに言いましたら、「いや、町の工事をすることは認めます。だけど、後継者もいないのに私があと何年その水洗トイレば使うとでしょかね。そげんなつに五十万も六十万も掛けられんとですよ。」とおっしゃっていました。
　更にですね。「一銭も無か日にちが何日もあるとですよ。」と。生活の中で・・・。「そげんな生活ばしよって何でそのトイレの設置のために個人的に必要な五・六十万、（或いは七・八十万かなるかも知れませんが）そういうお金を出さゆっとですかね。そりゃあ、息子達や孫達が帰って来るけん、それを出してくれるというなら別ですが、自分ではちょっと無理ですね。」という話を随分聞きました。

そういうふうにハンコを押した方がそうおっしゃってる。ということは、ハンコを押した八〇％の中にそれが入ってるということであれば、この数はですね、結構あるのではないかと私は心配するんですが、そのような心配は町長はしていませんか。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えします。

その説明会には私も二回同席しまして、じいちゃんとか、ばあちゃん達からもですね、いろいろと聞かれております。

同意した理由というのは、「トイレは無理だけど、台所とか風呂場をですね、接続して海に流れんごとして、昔の斑の海がよみがえればよかばって…。」という感じでですね、そういう方とか。

まず、老人の方の場合は、「後二十年も生きられんとにどうしようかい。」という方もおられました。それはですね、息子さんとですね、相談してはっきりさせたいということでございましたので、一応そういう方もですね、同意書の八〇％の中に入っているのは理解しております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　斑地区において岩盤の上に立っているということで工事の難しさも承知してるということでございますが、これは笛吹地区の工事の状況の時にですね、具体的に出てきたことを聞いたんですが、例えば、上下町辺りで非常に路地の狭い所で本管を埋設している工事の中で、それをしている最中にですね、自分のところの風呂場の一部分にクラックが入ったというようなことでございました。で、それをどうしたんだと言うと、工事の人に言ったけども、何にもしてくれなかったと。結局泣き寝入りなんです。ところが、工事を請け負った企業によってはですね、工事を始める前にちゃんと写真を撮っておいてですよ、で、工事が終わった後に、「ここはあんたの工事のためにこうなった。」と言う時に、その写真を見ながら「あ～、工事のためにこうなったなあ。」ということが判ったらですね、補修工事をするということをやってるところもあったようです。

そういうふなことっていうのはちゃんと指導してやられるつもりですか？それと、もう一つはそういうふうなこともですね、あることも住民の皆さんに承知をしていただかないと、そういうふうに非常に狭い所をやる、しかも硬い所をやるわけですから、私は大いにそういうことは起こってくるだろうと思うし、瓦がずれたとかですね、そういうふうなことで、その

補修はすべて企業がやるのであれば、企業はかなり損をする可能性だって出てくる。そしたら受注するところが出てくるんかいなという思いもあるんですが、そのことも含めてですね、お答えを願いたいと思います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

専門的なことになったようでございますので、担当課長の方から説明させます。

議長（近藤一輝）　建 設 課 長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

岩盤が予測される箇所につきましてはですね、各業者の方に伝えてるつもりでおるんですけど、事前にですね、家屋調査、まあ写真撮影等も含めましてですね、それは実施させております。岩盤等が発生し、住宅が近接した場合にはですね、すべて人力掘削、所謂重機を使わないでですね、人力掘削による施工方法と、あと薬注ですね、薬液注入による岩盤破砕等を実施しております。

クラック等が生ずるのはですね、重機による、アイヨンと言いますけど、あれで叩いた場合にですね、その振動でクラックが発生しているようでございます。そうした場合ですね、町の方の設計は人力、または薬注という施工方法を執っておりますので、そういった場合においては、クラック等が発生した場合には業者の責任においてですね、修復させております。

議長（近藤一輝）　立 石 議 員

十番（立石隆教）　業者に言ってもしてくれなかったという声を聞いているから申し上げております。

つまり、あそこの家の違う業者はそうしてくれたのに、うちはしてくれなかったということが、業者によって違うということであれば問題です。そこはきちんと対応をしてほしいと思います。

今のお話ですが、じゃあ、機械を入れないという所が増えれば増えるだけ工事費は嵩むのではありませんか？

で、あればですね、経費の掛からない方法を検討するということと矛盾するのではないかと私は思うんですけども、それは如何ですか。

議長（近藤一輝）　建 設 課 長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

今まで小値賀町では実施してなかったんですけど、縦断変化点においてはですね、すべてマンホールを設置しておりました。

しかし、斑地区におきましてはですね、ベンドを使用しましてマンホール数の減少と、あと浅埋による埋設深をかなり浅めに埋設しまして、企画より浅く埋設しまして工費の削減を図りたいと考えております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　宅内工事に入った時のことを考えるとですね、あんな密集地の所で、どっから公共桝まで持ってこれるんだろうかというところを心配するような家々が結構あるんですね。実質、小値賀町がやる幹線の配管っていうのはそりゃあ大丈夫でしょうが、実際上、今度は自分の家に引くというようなことになった時にこれは請け負う業者も大変なことだなあということを非常に心配をいたします。本当にこのまま進めていいのか。確かに住民の皆さんの要望であれば、それを無視することは出来ないけれども、そこら辺のところは話し合いでですね、いろんな説得の仕方もあろうかと。

それから他の方法も検討出来るのではないかということも実は思っておりますが、そのことだけは申し伝えておきます。

それで、先ほど、住民に対する情報の提供ですね、十分になされてると答弁をされました。そのことについては私がいろいろと話しに廻っている時にはよく判らない方が結構おられました。で、質問をする側はしたつもりでしょうが、聞いた側は「よう判らん・・・。」というところもあるんですね、情報を提供するということは納得していただくように提供することが重要で、自分達が十分なことをやりましたと思って自己満足に至ることが情報の提供ではありませんよ。

その点はお間違えにならないように是非きちんとした情報提供をお願いしたいと思います。

そこでですね、私ちょっと怪訝なあれなんですけど、今、現在進行中のようですが、斑地区下水道事業についての『アンケート調査』が回っております。これに名前とハンコを押すようになっております。アンケート調査にですよ。

これはどこがやっているんですか?町がやっているんですか?それとも斑地区がやっているんですか?そのことについてはどのようにキャッチしてますか？

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

現在、基本計画の策定後、現在進行中でございます。その中のですね、所謂アンケート調査による項目がございまして、

これは委託業者の方がですね、実施しております。結局、町の方が実施するのと何ら変わりはございません。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　『アンケート』と言うと、意向調査ですよね。それは自由な状況の中でそれぞれの人たちの思いをですね、調査するっていう時に使うんですが、「自由な」という意味においてはですね、名前をそんなに書くというケースはそんなに多くないんです。ましてやハンコまで押させるということは私はちょっと解せないんです。

何に使うつもりなんですか？つまり、この名前を書いてハンコを押したものを後々ですね、接続をしない時に、「あなた、これを出したじゃないか。」というふうにプレッシャーをかけるつもりではありませんか？それならそれとしてきちんと説明しなきゃいけません。アンケート調査としてとるのではなくて…。

これはおかしいと思うんですけれども、もう少し何でやったのか、何でこういう印鑑まで押させるのか、説明を伺いたい。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

先ほど、町長の方から答弁がありましたけど、約八〇％のですね、要望が出ております。実はですね、この要望の前にアンケート調査をやりました。それはですね、「事業を実施するか・しないか」ということでですね、個別の、まあこれは公表する気持ちはありませんけど、個別のですね、各署名・捺印していただいておりました。これを踏まえた格好で、今回もですね、それを実施しております。

議員おっしゃるようにですね、接続しないと言うから公共桝を設置しないとか、そういったことではございません。

先日ですね、ある方が来られまして、自分は接続しないということで印鑑を押して出したけど、実は斑の海が汚れたら困ると。先ほど、町長が言いましたけど、トイレはとにかく高価で出来ないと、工費が高くなるので…。それで、生活雑排水だけはですね、接続したいと。それで自分は反対で出したけど、「どうかならんか」ということでですね。

それで、接続しないと言ったからですね、そこにはもう公共桝を設置しないという決定的なものではございません。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　その意味合いとまた逆の意味合いで、町自体がですね、これを最終的には「しない」ということであれば、「これ、ハンコ押したじゃないか」というふうにして突きつけるみたいな、そういうあこぎなやり方はやりませんね。

そのことだけは確認をしておきたいと思います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　ご指摘のとおり、そういう強制とかですね、そういう気持ちは毛頭ございません。

地区説明会が夜が多いもんですから、老人の方が出れないという方もおられます。

そういうことで、計画がですね、出来た後はですね、それぞれ個別に説明をして、本当に「するのか」・「しないのか」というところまでやってから実施をするというふうに、この場で約束したいと思っております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　是非そういう方向でやっていただきたいと思います。

下水道のことについては、ここで終わりたいと思いますけれども、先ほどの、生活雑排水だけでもオーケーだということは結構なことだと思います。

しかし、生活雑排水を、汚水をですね、生活雑排水を港に流さないように、港をきれいにしたいと言うんであれば、実は各家庭が個別的に、自分達の所から流す段階で海を汚すものを流さないという考えの方が実は大事だということを申し沿えておきたいと思います。そうした意識があってこそ、本当の意味で自然環境を大事にすることになろうというふうに思います。下水道をしても、自分の所に流すのは、どうせ他の所も自分が一所懸命努力しても、油を流さないようにしよう、洗剤を流さないようにしようとしても、他の所が流すんだから、だったら家だけ一所懸命努力したって意味がないから流しちゃおうということになれば、そうすると終末処理場で処理した水は実はそんなにきれいにならないという状況があるのだということですね。自分の所で努力をすれば、みんなきれいな水を流そうというふうに努力をすれば、本当は一番きれいになるんです。そのことだけはご指摘をしておきます。

次に、教育長に、北松西高存続のための離島留学生制度や小中高一貫教育の取り組みについてお伺いいたします。

先の十二月の定例会において、このままだと高校が小値賀になくなる可能性があること、そうなった場合の父兄の経済的負担や子供たちの環境についてを論じ、北松西高存続のための思い切った方策とその手段、そしてその可能性と取り組みについて伺ったところでございますが、その中で出たいくつかの方策が、その後、長崎新聞に一面に取り上げられたように、県教育委員会も新たな観点から離島の教育環境維持のための方法として、早くも検討の遡上に上ったようです。教育委員長、

教育長をはじめ、小値賀町教育委員会の皆さん及び小値賀町教育関係者の、この問題に取り組む真剣な姿勢が伝わっているのだと確信しております。

そこで、今回はさらに県教育委員会の考えている方向や小値賀における具体的な問題に限ってその取り組みを伺いたいと思います。

まず、県も検討しているという小中高一貫教育の具体的なイメージはどのようなものなのでしょうか。言葉だけは同じでも中身が違うのでは困りますので、現在の状況を大まかで結構ですからお知らせいただきたい。

私は、小中高がひとつになった独立校というイメージを持っています。九年間の義務教育とその後の高等教育の三年間と分けるのではなく、十二年間を全体として捉え、十二年間で必要な学力を身につけ、しっかりとした人間に育ってもらうためのカリキュラムを組み、先生方もここ数年間研究してきた中高一貫教育の成果を発揮して義務教育と高等教育のつなぎ目を取っ払ったところのシステムを構築していく努力が必要であると考えています。自律を標榜した小値賀町ですから、この問題も県の検討待ちという受け身の態勢ではなく、積極的に小値賀町から将来の新しい小値賀学園の構想を示していくことが大切だと思います。

そこで、伺いますが、小中高一貫の独立校としていくため、将来に向けた我々の具体的な取り組みはどうあるべきだと考えますか。また、どのようにしていくつもりなのかも伺います。

教育特区の考え方も出てきております。特区ということで考えていけば、制度に縛られない思い切った教育方法、指導方法が見いだせる可能性が高くなるはずです。県が検討しているという四・三・二制についてはどのように考えておられるのかを伺います。

また、高校まで入れた小学四年制・中学四年制・高校四年制についても面白いと思いますが、その他の現在の教育の枠組みを変えた思い切ったアイディアなど、教育委員会では県の動向を踏まえて、現在どのような協議がなされているのかを伺います。

今年の二月十七日に行われた小値賀地区連携型中高一貫教育研究会において参加されておられた国立教育政策研究所の屋敷統括研究官が、「従来の制度に囚われず思い切ったやり方を工夫し、公立校での小中高一貫の教育システムを検討して欲しいし、国としても大変注目している。」と話されておられました。小学校も中学校もそして高校もほとんど同じ生徒で

あるという小値賀だからこそ取り組めるし、先進的な取り組みの可能性を期待できると考えます。小値賀町の教育行政を一手に預かり、推進する教育委員会の腕の見せ所といえるでしょう。その意気込みを知りたいと思います。

具体的な取り組みとしてもう一点、離島留学生制度についてです。

現在、県内では四校が離島留学生制度を実施しております。県もポスターやテレビなどでも宣伝をして応募者を集めておりますが、北松西高もコースを設定して募集する態勢を整えるべきではないかと思います。壱岐高校は原の辻歴史文化コース、対馬高校は国際文化交流コース、或いは五島高校はスポーツコースなど、その島の特徴を活かしたコースを設けて島外からの高校入学生を募集しております。

北松西高校でも、このような島の特徴を活かしたコースの設定をするとすれば、どのようなコースが考えられるでしょうか。小値賀にふさわしいコースとは何でしょうか。教育長のお考えを伺います。

また、ハード面に対しての取り組みというのも重要だと思っております。このような留学制度を実施するに当っては特に生徒の寮や下宿、そのような学校以外の受入体制の整備というのも重要であります。そのようなものを短期的には非常に財政的に難しいものがございますので、長期的に計画を今から立ててですね、計画的にそれを実施していくということが必要ではないかと思っておりますが、そのことについてもお伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　教　育　長

教育長（巖　充也）　お答えいたします。

長崎県内には多数の離島があり、その島の中に高等学校が一校から複数校存在しており、北松西高校もその一つであります。県内において生徒数の減少が続いている中で、特に離島の減少は深刻な問題となっております。小値賀町の小・中学生の減少は直接高校へも波及してまいります。

昨年十二月の定例会での答弁した中で、北松西高校が独立校として存続することは、高校が主体的且つ自主的な判断が可能となり、強く望んでおります。そのことから、小値賀町の特徴を活かしたコースを設けることは大変望ましいことと考えます。

しかし、現行の法制度の中では県立高校という制約があり、県、高校等と協議が必要かと考え、今後取り組んで行く『小・中・高一貫教育』の中でそのことを含めて検討して行きたいと思っております。

児童・生徒の数が減少している当町において、子供を増やしていくことは大変大きな課題です。Ｉターン等で子供と一緒に来られる家族も見られますが、島内で出生者が多くなることを強く望むところです。

しかし、現状では大変難しい状況です。島外から留学生等の受け入れを考えたとき、最初に住宅問題を考えなければなりません。住宅の確保については、町全体として取り組む必要があると思います。幾つか考えられることとして、「現在空家になっている家屋をリフォームして使用」、「ホームステイ等での受け入れ」、「親戚が町内に在住しており、お孫さん等の受け入れ」、これは北松西高校が昨年度より佐世保市内の中学校等へ呼びかけをしております。また、中・長期的には、小・中・高一貫教育が行われた際に、空き教室等の活用や、新たに寮の建設等があろうと考えます。

いづれにしても財政負担が伴うことで、町長部局と協議を重ねて対応しなければと思います。

小・中・高一貫教育に関して、県との詳細な打合せ会等は未だ行っておりません。先月行われた、中高一貫教育研究会終了後、県より一時間程度の説明の中で、参考事例としての概略の話しがありました。内容については、先の県議会で県教育長が答弁しております。「基礎学力の充実を図るため、十二年間を見通した教育課程の工夫」、「教科指導を充実させるための小・中・高教員の相互乗り入れ」、「小・中・高の児童・生徒が地域も含め一体となった学校行事」等を課題として研究を進めるとしております。具体的には各々の教育委員会が取り組むこととなると思います。

私もそのことを踏まえて、四月から取り組んで行こうと考えております。

小・中・高一貫教育を実現するには、学校、町教育委員会だけでなく、行政全体、保護者、ＰＴＡ、地域の方々の理解と支援、協力が必要となってまいります。四月からスタートすることになりますが、教育委員会での協議が必要となります。

先ずこの取り組みには、専門の組織を作る必要があると考えます。

学校・教育委員会はもとより、ＰＴＡ、保護者、有識者、地域の方々等が構成メンバーとして考えられます。また、会の進捗状況によっては、いろんな役割が出てまいります。例えば、広報活動、啓発・啓蒙活動等が考えられ、いろんな方々への協力が必要になろうかと考えます。

次に県が参考事例として示している小・中一貫教育での四・三・二制は、最初の四年間を「学級担任制」と「基礎・基本の充実」とし、次の三年間で「一部教科担任制」と「基礎・基本の徹底」、最後の二年間を「教科担任制」と「資質・能力を伸ばす」こととしております。

これはあくまで参考事例であり、当町においては新たな創意や工夫をし、独自の取り組みも可能ではないかと考えております。

この小・中・高一貫教育については、新しい発想であり、十二年間を見通した取り組みが重要になるかと思います。

また、その取り組みについては小・中・高一貫教育の四・三・二制や、ご質問の四・四・四制等も含めて検討して行く必要があり、町教育委員会では、県や学校等との協議は具体的には未だされておりません。

今後、関係機関とも協議をし、対応して行きたいと考えております。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休　憩　　午　前　十一時　二十八分―

―再　開　　午　前　十一時　三十七分―

立石議員

議長（近藤一輝）　再開します。

十番（立石隆教）　先ほどの教育長の答弁についてでございますけども、コースの件で県立高校ですから、町の教育委員会としてはどうこう言えるような問題ではないんですが、これは「やれる・やれない」は別としてですよ、それぞれの四つの高校が募集をするに当り、県のお金でポスターも作ってもらったりしてるわけですから、そういう意味ではですね、特徴のあるコースがうちの高校では設定してますよと、高校ではと言うより、「うちの町では」というふうに私は捉えたいと思いますが、そういうふうなものをですね、学校教育の中、高校教育の中に、「面白いな」と全国の人が思ってもらうような、そういう小値賀独自のコースというのは考えられないかなということで、これは教育長がどうこうしろという話ではなくて、教育長個人としてどんなアイディアをもっているのかなと。

例えば、「やるとすれば小値賀はこんなコースでしょうね」というようなことがありましたら、具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。

議長（近藤一輝）　教育長

教育長（巖　充也）　私自身がですね、まだ詳しく勉強をしておりませんので、大変具体的な答えになるかどうかというのは失礼なのかも知れませんが、小値賀という離島ということを考えますとですね、やはり特に海に囲まれてるということを

考えて、また小値賀の歴史ということを考えるとですね、海にちなんだこと等が考えられるのかなあと。

例えば、単に水産だけではなくてですね、今よくある「ダイビングコース」的なことも考えられるのかなあと。特に今はダイバーと言うんですかね、これは若い人達がかなり興味も持っておりますし、いろんなところでそういうこともなされております。そういうことも含めて、いろんな方のお知恵を当然拝借しなきゃいけないと思いますが、今思いつくところは、そういうところかなあというふうに思います。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　教育のことを考えると小値賀全体の町おこしを考えなきゃいけないという、それと連動しているという意味においてですね、私は今のような、もしコースを設定するとしたら、うちはどんなコースだろうかと考えるのも大事なことではないのかなあというふうに実は思っております。

それはそれとしてですね。四・三・二制の説明をちょっと受けましたけども、今の『六・三・三制』を、『四・三・二』というふうにするとすれば、先ほどの説明の中で、小学校一年生から四年生までを基礎というふうに考える。そしてその後の三年間、つまり今の中学校一年までを一つの括りとする。最後の中学校二年、三年というところを資質、能力を伸ばすという、そういう方向で分けてるようですが、この分ける意味というのはどういうことなのかなあと、発達段階というものがそん中にあるんでしょうか。科学的な発達段階において四年生ぐらいまでが基礎学力だというふうに考えているのか。

私は普通に考えるとですね。例えば、子供たちの勉強の中で、学習の中で、分数が出てくるというのは非常に抽象的な初めての学習なんですね。で、それらが出てくるのは確か三年か四年ぐらいだったなあという気がするんです。

そうすると、じゃあその辺から真ん中の『三』のところは寧ろ延ばしてね、『三・四』でもいいのではないかなあというふうに私個人は思ったりするんです。となれば、そういうふうな人間のためにですね、こういうことで四年、こういうことで三年、こういうことで二年というふうにその根拠というのはこういう形を考えているようですよというものがありましたら、お伺いをしておきたいと思います。

議長（近藤一輝）　教育長

教育長（巖　充也）　先ほど答弁の中で、先月の十七日に中・高一貫教育の場でですね、県の方から一時間程度の説明という中で話し合ったことはですね、先ほど言いました、あくまでもですね、県自身が四・三・二制をですね、例えば専門家、

若しくはそういう関係者と具体的に協議をして、そういう考えを作り上げたという説明ではなくて、一応今回三地区を、宇久島、奈留高を含めてですね、三地区を一応モデルとして考えておりますが、それらの地区に説明する資料として、こういうことが考えられるのではないかという説明でございました。

で、具体的にはそれぞれの学校と言いますか、地区の教育委員会を中心としまして、その中でその地域に合ったやり方で結構ですというような説明です。

ですから、これにとらわれるというふうには私も考えてはおりません。こういうものを含めて小値賀では何ができるのかなあということを新たな組織の中で検討して行くべきだと思っております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　ハードの面のところでお答えをいただきました、留学生なんかを受け入れるということになれば、空き家の利用とか、親戚等において下宿してもらうとかと、いろいろなことで説明されておりましたけれども、その中でですね、空き教室の利用というのは大変いい観点だと思います。

と言うのは、これからどのように小・中・高一貫、独立校の、特に教育特区を申請してですね、そういう方向に持って行くかというふうになったときにですね、校舎が余るだろうと考えます。これを、校舎を別々にして一貫校というのはないと思いますので、校舎を一つにするという考え方、或いは二つ、最低でも二つかなっても思いますが、そうなってくると必ず空いてくるものがあるということを想定しながらですね、それはかなり長期のビジョンになると思いますけど、それを想定しながら計画を練っておかないと、そういうことになった時に「あ～、これが空いちょったのになあ」というようなことになったんでは無駄ですから・・。つまり他のところに投資をした後では無駄ですから。そういう意味においてはですね、そうしたことも中・長期的に考えて検討を加えておくということを大変いい観点だというふうに思っております。

そういう意味においてもですね、私は幼稚園の方の利用というのはもう少し検討してもよかったのではないかなというふうに思います。この点については、私の質問の趣旨と変わってきますので、これ以上言いませんけれども、いろんな広範囲にですね、或いは時間的に、中・長期的にこういうふうな問題は幅広く考えていく必要があろうと。その場合、教育委員会だけでは無理だということもあると思います。そうした場合に、町長部局の方と連携をとる、じゃあどこと連携をとっていくかというようなこともですね、しっかりと今のうちに協議をしておく必要があると思いますが、如何ですか。

議長（近藤一輝）　教　育　長

教育長（巖　充也）　今の点についてはですね、当然、空き教室等のことの利用というのはですね、当然考えるべきであり、当然これに伴って予算が伴いますので、町長部局と十分に協議する必要があろうと思います。

これは先にも、これは公式の場ではございませんが、いろんな打ち合わせ等の中で町長との話も一応はしております。

それから、空き教室だけではなくてですね、その活用についてもそのようなことも含めて考えなきゃいけないということで、これは教育委員会でも考えなきゃいけないし、これから取り組む一貫教育の中で単に教育だけの問題ではなくて、そういう受け入れの関係等も含めて考えていく必要があろうかと思っております。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休　憩　午　前　十一時　四十七分―

―再　開　午　前　十一時　四十七分―

議長（近藤一輝）　再開します。

七番（岩坪義光）　私は、児童・生徒の学力向上対策について教育長に伺いいたします。

七番・岩坪義光議員

全国的に今、総合的な学習の時間のあり方を見直す検討が始められました。経済協力開発機構の学習到達度調査などから、日本の子どもたちの学力低下が認められ、三年前の経済協力開発機構の国際調査では、数学的能力は一位だったが、今回は六位まで低下、読解力は八位から十四位、トータルで四十一カ国中、十四位という結果である。まだトップレベルだと思っていたものから見ても、この学力低下の陥落度はショックであると思います。

次いで出された国際教育到達度評価の調査でも、小学四年理科が二位から三位、中学二年理科も四位から六位など、はっきりと学力低下がみてとれております。

その上で困ったことに、学校外での過ごし方ではテレビ・ビデオを見るのが最長の一位の一方で、宿題や手伝いはビリという結果が出ております。また、自信も最下位だし、「勉強はつまらない」が高学年ほど急増するとみています。両調査の問題を見てみると、数学の問題でも理科の問題でも、問題の意味が理解出来ていないと思われることが多い。要は、言葉、国語力の問題だと思われております。今は、携帯会話は日常的になってしまい、日本人から会話能力は消えてしまっているように思われます。自分の考えを人に伝えるために、どうやって言葉を操るのか、また人間が大勢で生きていく上で最重要

なことであると思います。
　親は子どもに対してどうやって単語だけではなく、正しい表現で会話することを幼いときからして、小さなことを個人がそれぞれきちっとやっていくしか子どもをまともに育てる道はないと思うが、本町での学力向上について教育長はどのように取り組んでいるのか伺います。
　再質問は、自席からさせていただきます。
議長（近藤一輝）　教　育　長
教育長（巖　充也）　お答えいたします。
　児童・生徒の学力低下は、全国的に大きな問題としてマスメディア等が報道しておりますが、当町においても同様に大きな問題と受けとめております。
　昨年一月に長崎県内の小学校三百九十二校、中学校百九十四校において基礎学力調査が行われました。小・中学校全学年ではなく、一学年のみの実施で、小学校は国語・算数、中学校は国語・数学・英語が行われました。結果は余り良くないものとなっており、そのことを踏まえて町内小・中・高校の校長会、教頭会へ問題提起をいたしました。各学校においては、独自に家庭での生活状況のアンケート調査を実施しました。アンケート調査の結果からは、例えば、「家庭での学習時間が少ない」、「テレビやゲームの時間が長い」等、いろんな問題が出てまいりました。
　このような状況から、昨年十二月に町教育委員会と小・中・高校の校長・教頭先生をメンバーとして、『小値賀町学力向上委員会』を起ち上げました。内容は、教育委員会と小・中・高校の校長先生での会で、基本的な事項を策定し、教頭・教務主任等をメンバーとする推進委員会で具体的な取り組みを行うこととしております。
　本年一月二十日に、昨年同様長崎県において基礎学力調査が実施されました。各学校においては、担任の教諭を含め、課題や目標を設定して取り組んだとの報告を受けております。なお、結果については、今月中には報告が来る予定となっておりますので、その時はご報告させていただきます。
　また、二月十七日から三月二日までの二週間を、家庭学習強調週間として取り組んできたところです。なお、高校については三月末まで延長して実施すると聞いております。
　当町の学力向上対策は、まだ始まったばかりで直ぐに効果を期待するのではなく、継続していくことが重要だと考えてお

ります。また構成メンバーについても、ＰＴＡ・保護者・地域の方々を含め、考えて行く必要があろうと思っています。
子どもたちの夢が叶えるよう、学校、行政はもとより、町民の方々のご理解とご協力を得ながら取り組んで行きたいと考えております。
以上です。

議長（近藤一輝）　岩坪議員

七番（岩坪義光）　今、教育長から説明がありましたけれども、十二月に学力向上委員会を立ち上げたということですが、構成員が校長先生あたりが入っております。それと、ＰＴＡあたりにも協力をしてもらうということですが、今、二月十七日から三月二日、二週間の間でなんか『家庭学習強化週間』を位置付けてやっているという報告もありました。
この週間で基礎学力をある程度上げるのが目的と思いますが、一応週間のみで終わるのではなく、先ほど、教育長が言われましたが、長い目でやっていくということですが、この基礎学力はある程度解かってない人っちゅうか、それを、底辺を広げていくのか。それとも伸びる子だけ伸ばしていくのか。その点はどうでしょうか。

議長（近藤一輝）　教育長

教育長（巖　充也）　これは底辺を広げるということは非常に重要なことだと考えます。当然底辺が広がれば高さも出てくるんではないかと考えます。
ただ、やはり個々にですね、素質のある子どもさんもいらっしゃいます。それはそれなりに個々に応じた能力を引き出すと、また伸ばすということも非常に重要だと思いますので、当然両方の面から対応していく必要があろうかと考えます。

議長（近藤一輝）　岩坪議員

七番（岩坪義光）　先ほど、アンケート調査をしましたと言われましたが、一応私も調べたわけですが、本町の中学生でもやっぱり「家庭での学習時間が一時間以下という生徒の割合が高い」という結果も出ております。また、「解からないと直ぐあきらめる姿勢が身に付いている」、「解かることの楽しさを感じることが出来ない」というアンケート結果が出ております。
これに対して教育長はどのようなお考えをもっておりますか。

議長（近藤一輝）　教育長

教育長（巖　充也）　家庭内での生活状況のアンケート調査、これは小・中・高、それぞれ行いました。ある程度の分析等もしております。で、やはり基礎学力の点から考えればですね、家庭内での学習が非常に短いという点が大きな問題というふうに捉えております。

で、この学力向上委員会は現在、教育委員会と学校というところで組織を編成しておりますけれども、これは昨年十二月に立ち上げたばかりで、まだ順調に進んでいるという状況ではございません。当然、保護者の方、ＰＴＡ方等へも呼びかけは必要だというふうには考えております。町内には小・中・高のＰＴＡの組織、『連合ＰＴＡ』という組織があります。

で、一応そっちの連合のＰＴＡの方にもお話はさせていただいております。で、四月以降はＰＴＡ等にも呼びかけをして、いずれはと言いますか、望ましいスタイルとすれば、やはりＰＴＡとか保護者とか町内の有識者等も含めた中での検討委員会というものが望ましい姿であろというふうに私は考えております。

議長（近藤一輝）　岩坪議員

七番（岩坪義光）　子どもは誰でも可能性があるわけですよね。スポーツに例えれば、やっぱりちょっとした教え方でそのきっかけを掴めばぐうーんと伸びる子がおるわけですよ。

教育もそれと変わらないと私は思うんですよ。だから、やっぱりそういう芽を伸ばしてやるっちゅうかね。そういうとはある程度学力向上委員会もできたことだし、今後ともそういうふうな子どもを全体的に伸ばしていってあげたいと思います。

私の質問はこれで終わります。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後零時零分―

―再開　午後一時二十八分―

議長（近藤一輝）　再開します。

八番（伊藤忠之）　私は、「幼保一元化の進捗状況について」と、「本町の行財政改革の取り組みについて」の二点、町長にお伺いをいたします。

まず一点目の、幼保一元化の進捗状況についてお伺いをいたします。

本町は、過疎化・少子高齢化が進む中、行政改革の一環として、町担当者、保護者等、関係者によって『幼保一元化検討

八番・伊藤忠之議員

委員会』を発足させ、『おぢかっ子共同育成特区』を長崎県で初めて認定されたことにより、山田町政の政治課題である行政改革に向って大きな前進と期待するものであるとし、「幼稚園と保育所の合同活動についての事業計画」、「幼稚園と保育所の制度上の違いに対しての施設の対応策」、「保育料の設定」、「保育事務を教育委員会への委任について」を十五年六月の定例会において質問をいたしました。

その後、『検討委員会』、『作業部会』とでいろんな方向から、この一元化の実現に向けてあらゆる諸問題に取り組んできたことと思います。

自治体における幼保一元化は、地域の特徴を反映し、その実態はさまざまであります。そこで、本町における幼保一元化は同一の敷地に幼稚園と保育所を一本化した施設として利用するという、通常の幼保一元化と言われております。

この保育所と幼稚園は別々の制度に基づいて整備、運営されており、市町村の自治体が一体的な施設として整備し、一体として運営しても国の制度では二つの異なる施設を合築したとしかみなされないとしており、そのため、市町村は別々に補助を申請しなければならない。そして子どもたちも制度的には保育所児、幼稚園児と分けなければならず、保育料などもまったく別々の体系に基づいております。その結果、行政や保育現場の事務的な負担が大きくなり、また融通が利きにくくなっていることも事実であります。市町村から幼稚園と保育所を制度的に一元化してほしいとの要望が出されているのは、まさしくこのような理由からと言われております。

そこで、町長は平成十七年四月に完全実施に向け、その運営体制について検討していきたいとの答弁がありましたが、私は、この一元化に向けての制度上の諸問題をクリアするのには四月からの完全実施は無理ではないのかと思い、再度お伺いをいたします。

まず、保育料の設定で保護者の負担額についてでありますが、現行では幼稚園の保育料は授業料として一律の保育料で月額六千円とし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、保育料の全部又は一部を免除することが出来るとされ、保育所においては住民税又は所得税の課税額に応じた階層区分に基づき、町長が保育料を決め、徴収するとされています。幼稚園については四月からの一元化により、六千円の授業料と完全給食費により四千円の負担増により一万円の負担額になりますが、保育所については従来どおりの基準額で保護者の負担額を設定するのかお伺いをいたします。

次に、幼稚園の完全給食で調理師、また調理室の問題についてですが、保育所では給食を行っており、四月からの一元化

により幼稚園児の完全給食が実施されると、十七年度入所児童数が保育所で四十五名、幼稚園二十七名で、合計七十二名になります。この幼稚園児の二十七名を完全給食にすることで、調理師、また調理室の問題についてどのように対応をするのかをお伺いをいたします。

次に、小学校就学前の共同教育については、幼稚園と保育所はそれぞれ異なる目的、役割を持つ施設として述べられております。制度的な一元化は不可能とされていますが、しかし、少なくとも四歳児・五歳児においては保育時間の違いを除けば幼稚園教育要領と保育所保育指針も保育内容は差はありません。

そこで私は、小学校初等教育にとけ込みやすいように就学前教育を重要し、同じ地域の幼児が同じ施設の中で保育を受け、ともに手を取り合って小学校へ通学してほしいという思いであります。そのことは二〇〇八年度の本格導入を目指す小中高一貫教育の基礎となればと思っております。そこで、就学前において共同教育は出来ないのかをお伺いをいたします。

次に、保育事務と幼稚園事務の一本化についてですが、制度上違う二つの施設が一つになっても財政的には補助金の関係もあり、一本化で予算を組むことが出来ず、保育所部分、幼稚園部分としてそれぞれ予算を組まなければなりません。それに日誌・出席簿・給食関係、また電気代・水道代と事務室等を含め、多くの問題点があると思いますが、事務の効率化を図るためにどのように取り組んでいるのかをお伺いをいたします。

最後に、行政側として最大の問題点をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

なお、再質問があれば、自席にて行います。

また、二点目の、本町の行財政改革の取り組みについては自席にて行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　幼保一元化の進捗状況についてということでお答えいたします。

幼保一元化を行うことにつきましては、昨年十二月の定例会におきまして保育所からの行政報告でお知らせいたしましたが、現在までの流れについて再度触れてみたいと思います。

幼稚園と保育所を統合する幼保一元化特区の申請を昨年五月十二日行い、六月二十一日付けで認定を受けております。また、四月二十二日に、委員十六名の幼保一元化検討委員会及び委員十名の作業部会を設置し、これまでに検討委員会四回、作業部会六回、保護者説明会を一回開催し、検討してまいりました。これら一連の作業を終え、十二月三日、幼保一元化検

討委員会から町長及び教育委員会に報告書が提出されております。その報告書を元に、十七年度四月からの統合に向け準備を進めております。

一番目の、保育料の設定で保護者の負担額はというご質問でございますが、幼稚園は、現行の五千五百円を六千円にするということで十二月に規則を改正いたしました。国で定める公立幼稚園の保育料の基準が一月六千百円であること、保育時間、現行の午前九時から午後一時を、午前七時三十分から午後一時三十分まで二時間延長することによるものです。給食費は、別途一月に四千円を徴収します。保育所は、規則を改正し、第一と第二階層の保育料を増額、給食費は保育料に含まれますが、十七年度から完全給食になりますので、その分を含めて負担をお願いするものでございます。

第一階層は、生活保護法による被保護世帯で、現在保育料は無料ですが、保護費の中には食費分も含まれていることから、三歳未満児を一月六千五百円、三歳以上児を五千円新たに負担願うものです。第二階層は、町民税の非課税世帯ですが、三歳未満児を一月八千円から一万円に、三歳以上児を六千円から八千円とし、それぞれ二千円の増額をお願いするものでございます。第二階層の町民税非課税世帯の母子家庭等については、三歳未満児を一月八千円、三歳以上児を六千円の負担を願うものとします。これも完全給食と保育時間の延長によるものです。なお、第三階層から第七階層については、所得に応じた負担をしていますので、今回は据え置きといたしました。

二番目の、幼稚園の完全給食で調理師、また調理室に問題はないのかとのご質問でございますが、幼稚園と保育所の統合により、児童数が七十名を超えることになるため、調理員が二名必要になりますが、保育所一名、幼稚園一名の現在の調理員を配置しますので人員的には問題ありませんが、調理員が休みの時は、臨時の調理員で対応するよう考えております。調理室については保健所から統合することで保育所の調理室が狭いとの指摘を受けましたが、現保育所の調理室は、保育所建設当時に定員七十五名の枠で許可を受けていること、また各年齢に応じて三回に分けて配膳し、保育室に運んでいることで、現在の調理場、配膳台で統合後も充分対応出来る旨、説明いたしました。そのようなことで保健所としては、統合後の調理の様子を見るものと思われます。

三点目の、小学校就学前の幼稚園教育要領と保育所保育指針の内容にも差異はなく、共同教育は出来ないかとのご質問でございますが、保育内容の基準は、幼稚園については幼稚園教育要領、保育所については保育所保育指針で定められていますが、保育時間はもちろん違いますが、三歳児以上の三クラスでの内容は、要領も指針も同じ健康・人間関係・環境・言葉・

表現の五領域として整合性を配慮したものとなっており、内容的には差異はほとんどありません。そういうことで、深刻な少子化が進む小値賀町では、『おぢかっ子共同育成特区』を申請し、幼稚園・保育所児童の共同保育を目指してきましたが、今回の認定により実現することになりました。

四つ目の、保育事務と幼稚園事務を一本化し、事務の効率化を図れないかとのご質問でございますが、構造改革特区申請では、幼稚園と保育所の共同活動事業及び保育の実施に係る事務委任の認定を受けていますが、幼保一元化検討委員会の報告書のとおり、当分の間、組織の一本化は見送り、現状のままで事務処理の見直しを行いながら、事務処理の一本化を図りたいと思っております。なお、幼稚園は小値賀幼稚園、保育所は笛吹保育所と名称は変わりませんが、教諭・保育士は幼稚園・保育所の併任勤務となります。また、保育所の会計伝票の決裁事務は、五十万円までを教育委員会の決裁とすることで事務手続きを進めております。

五つ目の、行政側として最大の問題点は何かとのご質問でございますが、一つ目として、構造改革特区の認定を受け、施設統合により保育時間の延長や一時保育制度の導入、給食の完全実施等、住民サービスの改善には貢献できるが、法律の一元化がされていないこと。二つ目として、保育時間が違うこと、幼稚園は月曜日から金曜日まで、午前七時三十分から午後一時三十分まで、保育所は月曜日から金曜日が、午前七時三十分から午後五時三十分、土曜日が、午前七時三十分から午後三時までの保育でございます。また、幼稚園には、春・夏・冬休みがありますが、保育所にはそれらの休みがございません。三つ目として、保育料が違うこと。幼稚園は一律月六千円、保育所は所得に応じて、一月五千円から最高七万円となっております。四つ目として、給食費が幼稚園は一月四千円であるが、保育所は保育料に含まれていること。五つ目として、新規に保育所に入所していない就学前の児童及び幼稚園児を対象に保育所で一時保育を実施するが、どれだけの利用があるか予想がつかないこと等があります。

以上のように、多くの課題はあり、これからも様々な問題が考えられますが、四月からの合同保育を実施いたします。

今後、幼保一元化検討委員会は、引き続き継続して設置したいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　先ほどの、保育所の徴収基準額の中で、第一階層と第二階層の保育料の値上げの件が出ましたけども、

その上げたものをどのように検討したのか、もう少し詳しくお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　この件につきましては、担当課長の方から答弁させます。

議長（近藤一輝）　保育所長

保育所長（松永一誠）　私の方からお答えをいたします。

第一階層と第二階層の保育料でございますが、先ほど町長も申し上げましたとおり、給食費は保育料に含まれています。そういうことで、給食の完全実施をすることでその分も含めて負担をお願いするということですが、生活保護法については被保護世帯、これは今まで無料でございますが、これは県の福祉関係の方に尋ねましたが、食費分も含めて保護費が交付されておるということでございます。それで、収入が全然ない場合、六万円から七万円程度の保護費を一人当り交付されているようでございます。その分の一割弱を今度お願いしようということで話し合いました。

それと、第二階層でございますが、これは町民税の非課税世帯ですが、これを現行から二千円負担増でお願いしたいということです。これは給食完全実施、それと保育時間を延長すること、これらの理由によるものです。

それから母子家庭等障害者を抱えた世帯ですが、これにつきましては三歳未満児を八千円、三歳以上児を六千円の負担をお願いするということですが、母子家庭の場合、月に四万円程度の児童扶養手当をいただいているようです。それと、今、六世帯の母子家庭が入所者の中におりますが、それぞれお母さんが元気でですね、働いております。それで、税関係を調べましたら二百万円の給与収入があった場合、二百万円以下であればですね、非課税というようでございます。

それで、ちょっとお願いするのも恐縮してますけども、町の財政もこういう状態でありますし、このくらいの負担はですね、なんとか母子家庭の皆さんでもお願いしてもいいんではないかというふうな話し合いを行いました。

以上です。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　続いて二番目の完全給食のことでお伺いをしますが、先ほど町長の説明の中で、現在の調理室は七十五名まで許可を受けているという話でありますけども、先ほど私が、保育所・幼稚園合わせて七十二名ということになりますので、その範囲内には十分達していると思いますけども、この給食時間ですね、給食時において一同に七十二名の園児が食

事をするというものか。それともまた少し時間をずらしながらしていくものなのか。
そこら辺もちょっと担当に申し訳ありませんが、ご答弁をお願いします。

議長（近藤一輝）　保育所長

保育所長（松永一誠）　お答えいたします。
この給食については、七十五名で現在施設の許可をいただいておりますが、『Ｏ１５７』とか、集団食中毒の発生でちょっと保健所の方も厳しくなっております。
そういうことで、「狭い」という指摘を受けましたが、年齢に応じてですね、十一時頃から三回に分けて料理を配膳して保育室に運んでおります。それで、小さい子どもはですね、どうしても食事に時間を要します。それで、年齢的に三段階に分けて配膳して運んでおりますので、保健所の方もですね、担当が見に来て、その後は指摘を受けませんでしたので、統合後にまた見に来ると思いますが、今のところ、理解得られたものと思っております。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　次に、就学前の共同保育についてですが、実は四歳児・五歳児からでは私はいいんではないかと思っております。三歳児につきましては、まだ体が発達途中でありますし、また四歳児・五歳児にはまだなじめないということで、就学前の、小学校に入る準備期間としては四歳児・五歳児からの共同教育ですね、それをやっていただきたいと思っております。
次に、私も一番難しいとも思うんですけども、やっぱり事務の効率化が一番問題じゃないかと思っております。これはやっぱり制度上、補助金関係とか、例えば前の幼稚園で使っていた需用費とか賃金とか、そういう今まで使っていた予算関係もですね、非常に難しい取り組みではないかと思っておりますので、やっぱり行政側としても事務的の効率化は現状どおりでやらしてほしいということですけども、そういうことも含めてですね、今度検討委員会の中で進めていきたいと思っております。その検討委員会もですね、私は実は今度三月三十一日で一応任期になってますけども、出来れば継続してやっていただきたいと質問するつもりでしたけども、先ほど町長が答弁されましたので、そのことに関しては控えさせていただきます。
それでですね、本町の年間の出生者数は平成十年度では十三名、十一年度で十三名、そして十二年度十七名、十三年度で

十六名、十四年度で十九名、十五年度で十三名、そして十六年度の二月末までで十二名となっております。そして子どもの減少を受けてですね、今度は今後、幼稚園と保育所を一体化運営する総合施設として、これからどう取り組むかが大きな問題と思っております。

そこで、これから一元化するために町がどの方向に向いて行くのかと私も考えまして、幼稚園の制度を残したまま従来通りの二元的システムを維持していき、そのまま保育所を基本に一元化して、その上で幼稚園と保育所を統合していく方法にいくのか。それともまた、将来的に今以上に子どもが減った場合、幼稚園を保育所へ変更していく方法もあるのではないかと考えておりますけども、将来的に町長がどのような考えを持っているのかお伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

今年の四月から完全実施ということでお願いをしてたわけですが、父兄、それから学校、それから検討委員会の方から急激な変革は子どもたちがですね、戸惑うということで一年間の余裕をほしいということで、そういう検討委員会の結果をですね、踏まえて、まず一緒に共同保育をしてもらうと、事務については先ほども言いましたが、小値賀幼稚園と笛吹保育所の名称のまま変わらない、これは仕方ないんじゃないかと私は考えております。

そういうことで、今後保育所にするのか、幼稚園にするのかというご意見でございますが、まだまだ検討委員会でですね、一年間検討をするということでございますので、どちらにするかということは私、今の段階では申し述べることが出来ませんので、ご了解をお願いします。

議長（近藤一輝）　伊　藤　議　員

八番（伊藤忠之）　続きまして、二点目の、本町の行財政改革の取り組みについて町長にお伺いをいたします。

平成十五年度の総務省調べの普通会計決算速報によりますと、自治体財政は一段と悪化しております。市町村決算の特徴として人件費一・七％減、投資的経費一一・三％減などの歳出削減により、収支指数は若干ではあるが改善しているものの、赤字団体が増加するなど、依然として厳しい状況にあり、個人住民税や固定資産税の減収により、一般財源の減少が続き、臨時財政対策債などの依存率が大幅に増え、財政構造の硬直化が一層進むなど、自治体の財政状況の改善は進んではおりません。寧ろ、平成十六年度の予算編成で見られるように、「三位一体の改革」の影響で更に悪化をしております。

本町においても、市町村合併を選択せず自律を決め、十年間の『小値賀町財政計画』を策定し、県にも提出し、住民にも示してきました。また、町財政の経常収支の悪化の改善策として、十五年九月に特別職給の五％カット、十六年四月旅費の見直しで約八百万円の削減、各種委員等報酬の引き下げで約百九十万円の削減、各種団体への補助金の見直しで約九百八十万円の削減、消耗品予算の一括管理により約四百万円の経費の削減、そして十月に特別職給がさらに五％削減し、議員報酬の一〇％削減で約五百七十万円の削減で、年間約三百万円の歳出の削減を行っております。

更に十七年四月から、行財政改革の一環として退職時特別昇給の廃止の改正により十年間で約一千万円の削減、昇給停止年齢の見直しの改正により十年間で約五百五十万円の削減、また管理職手当の引き下げ、特殊勤務手当の廃止など、職員手当の見直しで年間約四百万円の削減が見込まれるとする、思い切った職員給与の改正を行うとしております。

また、本定例会に「課の設置に関する条例の一部を改正する条例案」、「小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案」が議案として提出され、町長の行財政改革を一層進めるべき改革案が提案されております。

そこで町長にお伺いをいたします。

今回、提案された課の統廃合の中で、総務課に新設される「自立推進班」が市町村合併を選択せず、自立を決めた本町にとって、これからの「自立に向けたまちづくり」の施策案や行政の効率化を行うための事務事業の見直しをどのように考えているのかお伺いをいたします。

また、自治体において主な一般財源は地方税であり、地方交付税であります。普通会計へ繰り入れられる基金のうち、財政運用の調整をはかる財政調整基金と町債の償還及び町債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するための減債基金も一般財源と思われます。税収の落ち込み、そして地方交付税の削減が続けば、一般財源が不足となり、そこで財政調整基金を取り崩し、それで凌ごうとします。そして、この財政調整基金が底をついた自治体は収支悪化が一気に進む可能性が出てきます。そして経費を抑え、一般財源の充当額を落とそうとする。これが収支悪化の改善の基本構造と言われておりますので、町長もご存知と思います。

そこで、本町において効率的な基金の運用についてどのように考えているのかをお伺いをいたします。また、畑総事業や下水道事業等の大型事業の実施により、公債費、債務負担行為の負担が大きくなってきております。しかしながら、平成十七年度をピークに負担額は序々ではあるが減少していくと思われますが、いづれにしても繰上償還や経費削減を徹底し、財

政の健全化を図っていかなければなりません。
　公債費については、平成十五年度には約二千万円の繰上償還を実施しており、十六年度、十七年度以降も厳しい財政運営の中で繰上償還の実施が可能かどうかをお伺いをいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　本町の行財政改革の取り組みについてということで。
　一つ目の、自立推進班の新設により、「自立に向けたまちづくり」案や効率化を行なうための事務事業の見直しを考えているかということで回答いたします。
　自立の町を推進するために、人材・財源など行政資源に限られた中で、ますます質の向上と高い水準の業務の提供が必要であり、住民要望に柔軟かつ的確に対応するために、簡素で分かりやすく利用しやすい、効率的な事務執行のできる組織が求められております。このため、課の統廃合を基本に行政事務組織機構全般の見直しを図り、公務能率の一層の向上を目的とした組織体制を整備するとともに、今後予想される職員数の削減に対応し、行政サービスの質を維持しながら住民参加、住民協働のまちづくりに対応するため、事務執行体制の見直しを行ないます。
　今回の課の統廃合は、課を五課に再編するとともに、係を廃止し、班体制への移行により、効率的・機動的な職員の配置を行なうものであります。また、本町の基幹産業である農漁業の振興と活性化を図るためには、班の新設などにより組織を強化し、さまざまな施策を講じなければなりません。更に、事務事業の見直しについては、町単独で行なっている施策や国・県の基準を上回っている施策及び個人給付的事業などについて、その目的を達成したものや時代の変化により効果の薄れたものについては、町の責任分野、受益者の経費のあり方など、行政効果を検証し、再構築したいと考えております。
　二番目の、本町において効率的な基金の運用についてどう考えているかということですが、国は、平成十七年度の地方財政計画における地方交付税の総額の伸び率は〇・一％増と言っており、財源の確保はできたと言われておりますが、それぞれの市町村にはそのまま配分されることはなく、昨年同様に交付額の削減が予想されます。
　本町の財政は町税などの自主財源に乏しく、歳入のほとんどが地方交付税や国庫支出金に依存している状況であり、三位一体の改革により、さらに厳しい財政運営が迫られ、財源確保に大変苦慮しております。これに対処するため、基金の取り崩しで対応しておりますが、従来、地方交付税の中から基金への積み立てを行なっていましたので、今のように地方交付税

が削減されている状況では、基金へ積み立てる余裕はございません。今後の財政運営には投資的経費等を見直し、極力歳出を抑制し、基金の取り崩しを最小限に留め、基金の運用を図らなければならないと思っております。

三番目の、繰上償還を実施しているが平成十七年度以降も実施が可能かということでございますが、公債費の償還につきましては、平成十七年度をピークに徐々に減少する傾向にあります。本来、公債費は義務的な経費であり、任意に削減できない経費であります。その公債費の指標が公債比率によって表され、公債比率が高いほど財政の硬直化の一因といわれており、一〇％を超えない範囲が望ましいとされております。

本町の公債比率は、平成十五年度で二〇・二％、また債務負担行為を含む公債比率は二三・九％と高く、十五年度中において二千万円程度の繰上償還を行なっておりますが、その財源として毎年交付される特別交付税が原資となっております。

しかしながら、平成十六年度の特別交付税につきましては、交付される総額が大幅な減額になっていること、豪雨災害や台風災害、新潟県中越地震など、大規模な災害が昨年度以上に発生しており、現年災害に係る費用が多額になっていること。また、全国的に合併団体が急増しており、市町村合併推進に係る算定額が多額になると見込まれることにより、本町に交付される本年度の特別交付税も大幅な削減が見込まれます。

このような中で、特別交付税を財源として繰上償還を行なってきましたので、今後の動向によっては厳しい状況になってくると思われます。

以上でございます。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　課の統廃合につきましては、町長からの説明で解かりましたけども、今度この後からですか、統廃合につきましては勿論皆さん議論するわけですけども、私はこの合併せずにやっていくという自治体がですね、自立推進班を作って、そしてやっていこうとするのはやっぱり私は財政問題として切り離してはいけない問題と考えております。単なる、例えば企画ではなくてですね、これから自立するための財政計画を勿論作っていかなければならないし、町単独の事業計画も明確にした上で予算を推計して三位一体の改革や、町の予算編成などの状況の変化を把握しながら、やっぱりこの推進班はやっていかなければならないと思っておりますので、そういうことを含めて明確な『まちづくりプラン』を持つための、自立推進班であってほしいと思います。

この問題は後でまた「課の設置に対する条例案」の中で他の議員とともに議論をしていきたい思っております。

次に基金ですが、勿論基金は取り崩さない方が勿論いいわけですけども、減債基金は先ほども町長も申したとおり、町債の返還に当てられます。しかしながら、我々が一番需用されておる振興基金ですね、これは自ら考え、自ら行う地域づくりの事業を推進する振興基金であります。一つは、財政的に悪化になった場合、勿論歳出を控えなければなりません。しかし、歳出ばかりを削減していればですね、今度は第一次産業とか、そういう地域の振興策に関わる事業を行っている人のためにはまたそれなりの最大限の支援策をしてやらなければならないという、相反したその財政運営の中で町長も大変これから苦労すると思いますけども・・・。

そこで、十六年度でですね、振興基金の中で約一億七千万ですか、当初予算で組んでおりますけども、約半分ほどは返ってきております。そこで減額と言いますか、その事業に充当されなかった事業の内容がもしあればご説明をお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　その件については、担当の課長の方から答弁させます。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　お答えします。

振興基金を当初一億七千万円取り崩しております。その後、財源の確保で繰り戻しておりますけど、その中で大きな繰り戻した分で照会しますと、集落営農担い手事業ですかね、これが九百三十三万三千円。アグリフレッシャーズ支援事業一千万。それから担い手公社の運営補助、これが七百五十万。それにあわび館の運営補助、これが七百万ぐらいですかね。それから商工関係の補助金七百万円。大きなものは以上でございます。

議長（近藤一輝）　伊藤議員

八番（伊藤忠之）　十六年度の大体使った事業内容、また充当されなかったのが判りますけども、結局十七年度のですね、振興基金の中で約一億二千三百六十万ほどの取り崩し額が予定をされております。そのことも踏まえてですね、今度いろんな、例えば県のもう財政も厳しいようですので、県の事業の見直しも多分あると思いますので、この十七年度の振興基金もですね、慎重に検討しながら出来るだけ抑えていただきたい。本当は、先ほども言いましたとおりに基金は崩さない方がい

いんですけども、それに合ったまた事業もしなきゃならないということでありますので、ひとつ慎重に検討をお願いしたいと思います。

それから最後に、この歳出削減も大変厳しいんですけども、我々議員もですね、今定例会で発議として『議員定数の見直し』を審議していきます。その中でもやっぱり定数が十名になると思いますけども、こういうことも踏まえてですね、我々議員も一生懸命自分の仲間をですね、段々段々狭めていくと。そういうような厳しい議員も状態に置かれておりますので、ひとつ町長はじめ執行部もですね、これからの行財政改革に対して慎重に、少ない予算で最大な効果をあげるように努力していただきたいと思います。

やっぱり本町のような島はですね、島づくりにはこれと言った即効薬はありません。一つひとつ効果的な手法を探しながら、そして辛抱強く積み重ねて行くしかないのではないかと思いますけども、そこら辺を、町長の決意のほどを述べていただいて私の質問を終わらせていただきます。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　どうもありがとうございます。

極力ですね、今後とも歳出、いろいろの面につきましては削れるものは今後どしどし削っていきたいと。

それで基金につきましては、当分の間、十六・十七・十八年の三カ年はですね、なかなか厳しいものがございます。慎重に審議しながら今後ともやって行きたいと思いますので、どうぞ今後ともご協力をお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　九番・横山弘蔵議員

九番（横山弘蔵）　私は、後継者対策について山田町長に伺いたいと思います。

今、漁業で生計を立てている二十代の後継者は何名いるのか町長はご存知でしょうか？

私の知るところでは二名であります。昨年三月の数字では、七十歳以上の高齢者が百三名で、漁協の組合員の年齢構成でこの年代がトップであり、次に五十歳から五十四歳の四十六名となっています。三十九歳以下の若い人は準組合員を入れても二十二名という状況です。平成十七年の現在においては、これよりも高齢化が進んでいると思われます。

また、農業では、巨費を投じて畑総事業が行われたにも関わらず、農業従事者も減少しています。肉用牛の飼育農家も今から十年前の平成七年には百六十四戸余りあったものが現在では百戸を大きく下回っており、飼育農家の高齢化も心配され

るところです。このような第一次産業の低迷は、直接、商工業に影響を与え、町の活力も年々落ちているところであります。

先日、北松西高の卒業式がありましたが、ふるさとを単なる青春の想い出の地として心に残すのではなく、働ける地域として見直されることは出来ないものか非常に心配されるところです。毎年、高校の卒業生はほとんどが町外へととび立ち、地元に残る若者は皆無であります。当町の基幹産業である漁業、農業の後継者が育たない限り、小値賀町の未来は一層厳しくなることでしょう。

『小値賀町まちづくり担い手育成基金条例』第一条に、次のように謳われています。

「ふるさと創生事業の一環として、心身ともに健やかで活力に溢れた文化的な人づくり、産業の活性化のための後継者づくりを積極的に推進するため、・・・」と。このように立派な条例があるにも関わらず、平成十五年度の実績では、定住奨励金五十万円、就業準備金として二名、二百万円が活用されたにすぎません。十六年度は就業準備金の活用が七名と増えているとのことですが、まだまだ十分とは言えないと思います。今後も、この条例が若い後継者のため生かされるように、もしこの条例に不備な点があれば内容を検討し、必要なときには改正を行い、大いに活用してもらいたいものであります。

山田町長もご存知のことと思いますが、水産庁では離島漁業が国境監視という公益性を有しているとの観点から、漁業集落での活動費用などを支援するために、総額二十一億円の離島漁業集落活動支援交付金を準備していると聞いております。

冒頭、町長の所信表明でも説明がありましたが、県の方では漁業担い手確保を目的に、漁船のリースや漁業技術を習得する一定期間、生活費を保障することなど、検討しているとのことであります。長崎県では年間八百人ペースで漁業就業者が減っていることもあり、やっと漁業者の一番大事な部分に目を向けてくれたのではないかなとも思います。

小値賀町も国、県に遅れをとらないよう、今後自立した町を目指すことにおいて、今以上に思い切った政策を施し、若者がしっかり生きていけるように、町独自の具体性、実行性のある後継者対策を推し進めてほしいと思います。

以上、後継者対策について山田町長の思いと考えを伺いたいと思います。

なお、再質問は自席にて行います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　後継者対策についてお答えします。

農業関係からお答えいたします。

農林水産省の統計によると、全国における新規就農者の数は経済情勢の変化等により、昭和四十年全国で十三万八千八百人であったものが、平成四年には五千人と三・六％まで激減いたしております。国において農業後継者対策は、農政上の重要かつ緊要の課題として位置付けられおり、各種の政策が打ち出されてはおりますが、担い手対策はそれぞれの地域における農業構造再編対策とも密接に関連しておりますので、相互の関連性が重要となっております。食料・農業・農村政策審議会における中間論点においては、特に担い手政策の在り方が論議され、地域農業の確立は、認定農業者と集落営農をセットで展開する等と言われております。

本町においても、農林業センサスによる年齢別世帯員数によると、三十五歳以下の農業者の占める割合は、一九九〇年に三百四十二人が、二〇〇〇年には二百人にと、ここ十年間で百四十二人、四二％が減少し、農業労働力の高齢化、婦女子化が目立ち、最近では、それらの方々の農業リタイヤで農業生産にも影響が出始めており、後継者対策が必要であることは認識しております。

平成十二年度制定された農業基盤強化法による本町の認定農業者は、現在五十二名で、平成十七年度の目標を五十六名にいたしております。現在、これら認定農業者を中心に、地域農業構造再編のため、各種施策を講じているところでありますが、今後は認定農業者を主体として効率的・安定的な農業経営につなげるように、組織化・法人化などによる集落営農の展開を図りたいと考えております。

また、地域の特性と資源を活かした農業振興を図るため、平成十二年度に担い手公社を設立し、新規就農者の育成確保に努めておりますが、現在までに三名が二年間の研修を終了し、それぞれの営農計画の実現に向けて頑張っております。また、本年四月には一名、来春には二名が就農する予定でありますので、今後とも彼らの自立に向けた営農支援の強化、またやる気のある若者を農業研修生として受け入れていく予定であり、これらのために更に担い手公社組織の充実を図っていきたいと考えております。

次に漁業関係についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、漁業従事者の後継者不足は深刻な問題であり、苦慮しております。

現在の漁協正組合員の比率を見てみますと、三十歳以下の組合員の割合は、二名の〇・七％であり、逆に六十五歳以上の高齢者の割合が四三％と、年々高齢者の比率が高くなっている状況はご承知のとおりであります。

国、県においても漁村の活性化を図るために意欲ある担い手の確保、育成関係の事業に取り組んでおります。

町では、その対策の一環として漁業近代化資金等の利子補給や小値賀町まちづくり担い手育成事業補助金の支援措置を講じているのもご承知のとおりでございます。小値賀町まちづくり担い手育成事業補助金による漁業に新規に就労された方が平成十二年度から今年度までで四名おられ、内一名の方はＵターンの方でございます。また、将来の後継者対策として、対象者を小・中学生とし、小発動青年部・水産改良普及センターの協力を得てキャンプ方式の水産教室を、ご指摘のとおり、開催しておりましたが、平成十五年度から小中学校と水産改良普及センターの協力を得ての開催に変更し、スライドを利用した講義、水産関係施設等を見学し、カサゴの放流体験をさせ、現場体験をする方式に変更したものに移行して開催しております。

しかし、現実を見るとき、後継者の増加には厳しいものがあり、なかなか難しいものがあります。ある会合で、漁業従事者の方が、「小値賀ん海は宝んいっぱいある。こげんよかとこはなか。」と言っておりました。確かに小値賀の海は恵まれた漁場であります。若者がしっかり生きていけるよう、取り組んでいかなければならないと考えております。

先日、行われました植樹祭は海づくりに繋がることであり、大きな意味では後継者対策と考えており、毎年行って行きたいと考えております。また、漁業者が先生になり町外から漁業に従事したい人を受け入れ、一定期間研修をし、新規就業者の自立支援をする「未来につなぐ人づくり・漁村づくり事業」の「新規着業支援事業」の制度が県の事業としてあり、大瀬戸町が町外者を受け入れ、取り組んでいることを聞いております。この事業についても今後考えてみたいと思っております。

後継者育成は大変重要な課題であり、今後も国、県の施策に注目し、町として漁協等の意見も聞き、取り組んで行きたいと考えております。

以上です。

議長（近藤一輝）　横山議員

九番（横山弘蔵）　後継者問題は、小値賀町がこれから自立していく上において一番急を要する、差し迫った問題だと私は思っております。すべての、例えば少子高齢化の問題、小中高統合の問題、人口減の問題、嫁さん不足の問題、あらゆる問題をですね、解決する場合にやはりこの島に若者が生活できる、そういう場が必要だと思います。若者が定住すれば、それだけですね、小値賀町の産業も、それから商工業もですね、栄えて、そして子どもたちも増えて、町全体が活気づくものと

思います。

小値賀町の議会においても、行政の方もそうだと思いますけども、いつも「どうしたら小値賀がよくなるか」日夜考えています。しかし、私が議員になってから、この後継者問題についてですね、具体的に目に見える形で立ち上がったのは『担い手公社』であります。しかし、担い手公社のですね、勉強して研修を受けてやる気があってもですね、土地がないとか、それから町外から来た人はですね、何かの理由をつけて途中で止めたりとかですね、いろんな問題を抱えていると思いますけども、そういう面でもそういう問題を含みながらでもですね、担い手公社はしっかり活動していますので、今後ともその活動には期待したいと思います。

ところで、担い手公社の件ですけども、小値賀町は年々牛を飼う飼育農家が減っております。私はですね、担い手公社に今後の活躍を大いに期待していますけれども、せっかく小値賀牛という立派な牛があります。町外でもかなり評価を受けております。そういう意味において、もし、担い手公社をですね、発展的に成長させて小値賀町の産業にもっと貢献するとすれば、この小値賀町でですね、担い手公社で牛の飼育もやってみてはどうかと私は思いますけども、この辺について町長の考えを伺いたいと思います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

いろいろ確かに担い手公社が今徐々にではありますが、充実いたしております。そういうことで、この担い手公社というのは、農業ばかりでなくて漁業の担い手も入るものと私は思っております。

そういうことで、今後、後で出てきますけど、めす牛の基金のですね、いろいろな分の改正とか何かをしてですね、今、畜産農家が今年から消費税を取られるということで大変厳しい状況にあるということはよく解かっておりますので、そういう基金をですね、数多くの方が借れるような方法を考えてみたいと考えております。

それから成育牛については、ちょっと私専門ではございませんので、担当課長の方から答弁させます。

議長（近藤一輝）　農 林 課 長

農林課長（松本充司）　担い手公社におきまして肉用牛の飼育が出来ないかというふうなご質問ですけども、担い手公社の業務の中には肉用牛の飼育事業も業務の中に入っておりますので、今後、肉用牛を飼育するというふうになりますと、毎日

が餌やりに出なきゃいけませんので、そういう体制を整備して将来は小値賀牛の預託と言いますか、要するに成育させて種をつけて子牛に配偶するような、そういう事業も計画して行きたいというふうに考えております。

議長（近藤一輝）　横山議員

九番（横山弘蔵）　農業に関してはですね、担い手公社がなんと言っても一番今大きな役割を背負っていると思いますので、いろんなですね、多方面からの情報も入れてですね、しっかり小値賀町の農業が今以上にですね、発展するように頑張ってほしいと思います。

次に漁業の問題ですけども、先ほどの町長の所信表明でありましたけども、国も県もですね、今漁業の衰退を非常に危惧して、今やっとですね、なんか重い腰を上げているような感じがいたします。全国で漁業従事者は二十五・六万人、もうかなりですね、激減していると聞いております。小値賀町も例外ではありません。

そこで、国とかですね、県がこのようにですね、具体的な策を検討している中で、小値賀町もですね、後からついていくんではなくて本当にこの島の立派な産業ですので、もっとですね、独自の小値賀だけのですね、独自の援護策、若しくはですね、後継者対策を出来ないか。

こういう島だからこそ、そういう問題をですね、絞ってプロジェクトをですね、立ち上げて何か一つでも若者が残るようなですね、策を立ち上げるような、そんな情熱と言うかですね、思いがないものか。その辺のことを町長に伺います。

議長（近藤一輝）　町長

町長（山田憲道）　お答えいたします。

先ほどの漁船のリースの問題でも、県と町が四分の一で、二分の一が漁協負担というような格好でなっておりますし、先ほど言われました、新規着業支援事業ももうしばらくしたら形が見えてくると思っております。

そういうことで、去年ですね、理事会の皆様と三時間ほど話をした中で、今後小値賀町がですね、いろいろ漁協がやりたいということは約十項目ほどあったと思っております。その中で、今担当課長同士がですね、どれからまずやっていくか、そういうことで今詰めの段階でございまして、今後また理事会とよく相談しながら前向きに検討していきたいと考えております。

議長（近藤一輝）　横山議員

九番（横山弘蔵）　ほんとにこの問題はですね、町長も日夜悩んでいることと思います。
　農業のですね、担い手公社が少しずつ効果をあげているということもありますし、漁業の面でもですね、こういった生活費を支給しながらでも漁業関係者をですね、若い人を育てると。そういった組織があってもおかしくない。町長もそのように思っているようであります。いろんな研究をしてですね、本当に立派な若い後継者がですね、育つようにですね、全町民あげて見守っていますので、どうかこのことについては日頃から努力をしてほしいと思います。
　以上で私の質問は終わりますけども、山田町長のですね、今後小値賀町の若者の後継者対策に対する思いをですね、もう一度、決意のほどをお願いしたいと思います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えいたします。
　今、正組合員でも、まあ準組合員と言いますか、たくさんの方がまだ二十代ではおられます。シイラの共栄団とか、尼崎義助さんの従業員では合計しますと十八名ぐらいの方がですね、後継者としてなるだろうという方がたくさんおられますので、今後とも、まず何はともあれ漁協とのですね、話し合いでないと、何をするにでも漁協が事業主体でないとやれないということもありますので、今後とも後継者の育成に関しましては町がですね、一生懸命になって今後取り組んで行きたいということで、私の決意という言葉にちょっとなりませんけれども、させていただきます。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―　休　憩　　午　後　　二　時　四十一分　―

議長（近藤一輝）　再開します。
　これで一般質問を終わります。

―　再　開　　午　後　　二　時　五十八分　―

日程第五、議案第一号、専決処分事項の承認を求めることについてを議題とします。

税務課長（西村久之）　議案第一号、専決処分事項の承認を求めることについてご説明いたします。
　本件について提案理由の説明を求めます。

税務課長

不動産登記法の改正により、「土地登記簿」及び「建物登記簿」が「登記簿」に改められ、これに伴う「不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（法律第百二十四号）」が二月二十八日付で可決成立し、同日付で公布され、三月七日から施行されることになりました。

これに伴いまして、早急に税条例の一部を改正する必要が生じましたので、地方自治法第百七十九条第一項の規定により、二月二十八日付で専決した次第でございます。

それでは、改正の概要を説明いたします。

第五十四条第二項中「土地登記簿若しくは」を「登記簿又は」に改め、「又は建物登記簿」を削り、同条第五項中「土地登記簿」を「登記簿」に改める条文及び文言の訂正でございます。

改正後の条例は、平成十七年三月七日から施行する。

以上、専決処分事項の承認を求めることについて説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一号、専決処分事項の承認を求めることについてを採決します。

おはかりします。
本件を承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第一号、専決処分事項の承認を求めることについては、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第六、議案第二号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第二号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。
自立の町を推進するために、人材・財源など行政資源の限りある中でますます高度化・多様化する住民の要望に対応するためには分かりやすく、利用しやすい事務執行の組織が求められております。
このため、課の統廃合を基本に行政事務組織全般を見直し、公務能率の向上を目的とした組織体制を整備し、基幹産業である農漁業の振興を促進するとともに、町の活性化を図るものでございます。
今回の機構の再編につきましては、現行の六課を五課にまとめ、総務課・財政課・住民課・産業振興課・建設課にするもので、現在の税務課を廃止し、新たに財政課を新設し、農林課と水産商工課を統合して産業振興課とするものでございます。
また、係を廃止し、班体制への移行により効率的・機動的な職員の配置を考えております。
まず、総務課を総務班・交通安全班・自立推進班とし、財政課は税務班・財務班・国土調査班に、住民課を戸籍班・福祉班・保健班・環境班とします。
新たに設けた産業振興課には、町の産業をひとつの課にまとめ、地元産物の開発・加工、さらに販売の推進と拡大を図るために、農林班・水産班・商工観光班・渡船班・じげもん推進班の五班を置くものでございます。
建設課は、管理班・水道班・下水道班・まちづくり班を置き、町のライフラインと公共工事を一手に担うものでございます。
今後、予想される職員数の削減に対応しつつ、行政サービスの質を維持し、事務執行体制の見直しにより意欲をもって職

務に取り組める体制づくりを図りたいと思っております。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（近藤一輝） これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
十番（立石隆教） 立石議員
今回の、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案ですが、今の説明の中で、分かりやすく利用しやすい組織にするという大前提のもとに、こういう組織の改革をやろうということでありますが、税務課を財政課にすると、どう分かりやすくなるのか。どう利用しやすくなるのか。住民側の立場からどうなのかということを、どう考えてそうしたのかということをお伺いをしたい。
更に、農林課・水産商工課というものを二つを一つにすると、どのように利用しやすくなるのか。わかりやすくなるのか。そこをお伺いしたいと思います。
議長（近藤一輝） 町長
町長（山田憲道） 税務課を財政課にどうしたのかということでございますが、一応総務課の中に企画があって、そして今度は計画・立案も財政と一緒にやったということで、税金の徴収と言いますか、と一緒に財政課という中に入れたということでございます。
それから農林水産課、それから水産商工、観光、渡船、じげもん班ということで一つにしたわけでございますが、もう水産も農林も商工観光もですね、産業の振興として、先ほども述べたわけですが、この担い手公社もですね、農業だけの担い手公社ではないと私は考えております。それと一緒に担い手公社の方にもですね、一応管理職クラスが行って、やっぱり、いずれは堆肥センター、それから担い手公社、土地改良区、それからあわび館、斑の種苗センター、いろいろの分をですね、まとめてみたいというふうに考えて、まだまだこの課の統廃合については百パーセントではないと私は解かっているつもりではございますが、将来に向けていろいろと検討をしたいと考えております。
議長（近藤一輝） 立石議員
十番（立石隆教） 「分かりやすく利用しやすい」って言ったもんですから、その方向かなあと思ったんですが、どうも

そことは関係なくて、寧ろ町長がこれからやろうとしている方向性をこれで示そうというところが、ここに表れているのかなあというふうに解釈をいたします。

おっしゃるように、課が分かれていると縦割主義と言いますか、そういうことがあって私達には関係ないよというようなことがあるとですね、やっぱり農業、水産業が一緒になってものをやるというときになかなか難しい壁があるというようなこともあるのかなあというふうに今のことを伺いながら思いました。一緒になることによって小値賀町の全体の産業振興を図るという方向性をしっかりと示したものだというふうに受け取りたいと思います。

じゃあ、そこでですね。班体制を作るということでありますが、そのことについてちょっとお伺いをします。

班体制を作るということは一人でいくつかの担当する係というものを持つということを意味するのでしょうか？それから班というのは、『班長』というものが存在するんでしょうか？それとも、『係長』というのがその役割を果すというふうにするんでしょうか？班の中には係長が何人もいるということもあり得るんでしょうか？

その辺の構成はどう考えているのかということを伺います。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　班の編成でございますけれども、今のところ、下水道とか水道は別の班になっております。こういう班は終了した場合には上下水道班というふうな感じ。それから国土調査も二・三年した場合には、もう税務班の中に入れるとか、いろいろそういうふうに考えております。

それから、班長というのは係長の場合もあるし、専門幹もあるかと思っております。今、年齢が三十五以上になっても係長になれないという弊害もありますし、班の中に係長が何人いてもいいじゃないかと、まあ乱暴な言い方ではございますけれども、ある程度の年齢になったらそういう対外的にもですね、主査のままでおるのはちょっとおかしいという分野もあります。

また、先ほど言ったわけですけど、一つの課にまとめて、ちょっとこの前皆様にもご足労をいただきました植樹祭とかですね、いろいろの分野についても一本にしとった場合は直ぐやれるということで、幅のある班を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　もう一つ、班に対するイメージをはっきりさせたいと思いますのでお伺いをしますが、一つの課の中にいくつかの班が出来上がりますが、その班同士が一緒になって仕事をするということも当然あることですが、その班の構成メンバーがきれいに分かれるのではなくて、ダブってる部分もあり得るようになるんでしょうか？完全にきちっと係、今までのような構成図にあるような形になるのでしょうか？

そのイメージがちょっと私掴めないので、その辺をもう少し説明して下さい。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　班と班の区別というのは、当初はあるかも知れませんけれども、そういうのはですね、課の中の仕事は何でもやるということでご理解してもらえればと思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第二号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第二号、課の設置に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。　　総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

本町の行政の推進にあたりましては、多くの各種委員の皆様にそれぞれの立場でご協力をいただいているところでございます。

しかしながら、当町財政は自主財源に乏しく、また地方交付税や国庫支出金に依存している状況であり、長引く景気の低迷や国の財政構造改革の影響により、厳しい財政運営を余儀なくされております。

歳出面におきましても、各種施策に柔軟に対応することが困難な状況にあり、従来、実施してきました行政改革の取り組みに加え、今まで以上の行政改革を行なう必要がございます。

今回、提案しました各種委員の年額報酬につきましても、現行の一〇パーセントを引き下げるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　最近は、削減、減額というような話ばかりで、増額という話がなく、ほんとに淋しい限りでございますけれども…。　　松永議員

消防団員につきましてはですね、ご承知のとおり、それぞれ生業をもたれながらですね、地域住民の安全を守るため、犠牲を払って危険を顧みずに献身的な活動が日頃行われております。そしてまた、防火意識の高揚に努めていただいておりまして私はほんとに頭の下がる思いでございます。消防団の方にはですね。

そしてまた、地区会長さんには、町と地区住民のパイプ役として地方行政推進に多大なご尽力をいただいております。

近年は行政事務の多様化によりまして、町から会長さんにお願いする仕事は年々増加していることと思います。役務の一定の対価として報酬が給付されるものでありまして、財政事情がどうだから、行政改革のためにこういうふうな内容をよく

検討しないでですね、報酬を減らすということは私は如何なものかと思っております。
それで、今回の報酬の引き下げに当ってですね、職務の内容の検討は十分なされたのか。ただ一〇％、一〇％と、今までみんな一〇％カットしていたから「一〇％します」ということではなくて、十分そういうふうなところで検討された引き下げ率なのか。
それから消防団、地区会長のですね、承認は受けているかについてお尋ねいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　お答えします。
確かに一律一〇％を削減ということで、特に消防団に関しましては聖域ということもあって如何なものかと、いろいろ考えたわけでございますが、消防団だけをですね、残して、また地区会長さんだけを残してというのも如何なものかと、いろいろ悩んだあげく、一応一律にですね、もう全町民が痛みを分け合うということで、消防団に関しましてはこの前、私、分団長会議におらなくて助役、総務課長の方に説明していただきました。
そしてまた、この前の日曜日の際、全分団の分団長さんにですね、十七・十八年間の二年間に限って減額をさせてほしいと、まあ無理なお願いとは私も解かっておりますが、そういう解かった上で小値賀町の今の現状というのは確かに厳しいということで、ご理解とご協力をですね、いただいたものと考えております。
地区会長さんの方には全員じゃないんですけれども、半分以上の方にですね、今の財政ではちょっと厳しいということで、一割削減をですね、お願いしたいということでは言っております。
ただ、全部の中での会議ではですね、団体の中ではまだ言ってはいません。

議長（近藤一輝）　松 永 議 員

六番（松永勇治）　お話を聞きますと、まず消防団員については十七・八年に限って減額させてほしいと。すると、その後はどうなるのかということもありますけども、これはまあ置きまして、やっぱりこういう協力をいただいている相手に対してはですね、他の報酬を貰っている人も一緒ですけれども、特に消防団とか地区会長さんっちゅうのは割と、私が見ると、一年間を考えるとですね、本当に献身的にやっていただいとる、協力をいただいとるという気持ちがあるもんですから、これは当然ですね、やっぱり消防団は団の代表する人たちに諮問してですね、そしてまた、会長は農家地区と町部に連合会長

さんがおられるわけですから、そういう方々とですね、はっきりと話をしてですね、そしてこの条例にはあげるべきであって、もしこの条例を可決した後にですね、いろいろな問題が起きるかもわかりませんし、そこのところを私（質問）しとるわけですけれども・・・。

そして十七年と十八年に限ってっちゅうようなことを、町長の方から消防団に話したっちいうことであれば、どういう基本的な考えをもって、そういうな話をしたのかお伺いいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　消防団に限ってでございますが、十六・十七・十八年の三カ年がちょっと厳しいということで、十七・十八年の二カ年間にですね、確かにいざ火事という場合には、勤務中でも駆けつけていただいております。

そういうことは私は十二分に解かっているつもりでございますが、聖域を残すということは先ほども述べたように町民に一律に一割カットをした方がいいんじゃないかということで・・・。

実は団長・副団長からもお叱りは受けました。そういうことで、約三時間ほど話をしながら、確かに今後消防団長・副団長はなり手がなくなるということも言われておりますが、そういうことは十二分に解かっているわけでございますけれども、十七年と十八年のですね、一番厳しい時の二カ年をですね、どうか理解してほしいというお願いをしております。

議長（近藤一輝）　松 永 議 員

六番（松永勇治）　そうですね。今言うに、高齢化が進みますと消防団員も百五十六名ですかね、で編成されているようですが、団長・副団長さんばかりではなくてですね、団員がいなければ団長・副団長も生まれないわけですから。団員の確保とですね、町部では七世帯とか八世帯かあるところが一人の会長さんがおるとか。

私も前に、町長に行政改革の点で消防団の統合とかいろいろ話をしましたけども、まあこれでやっていくんだということでしたけれども、今後、特に消防団、地区会長さんのご苦労は私も一遍地区会長になって解かっておりますけれども、小さな町では大変なことなんですよ。そういうことも考えますとですね、やっぱりこれは十分承認を得て、こういうな財政的ないろいろなことを理解してもらってですね、下げるのならいいんですけれども、私の経験上ですね、ポット下げて、いろいろな申し出があったりなんだりしたこともございますので、そういう点をひとつ今後慎重にしていただきたいと思います。

以上です。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　どうも貴重なご意見ありがとうございます。

ただ、私たちも松永議員さんのおっしゃるとおりに、全部一同に集めて、そしてお願いすべきところだろうとは思ってはおりますが、そういう機会が無かったというのはおかしいわけですが、今後十分注意いたしまして、いろいろ不平・不満がないようなやり方でやりたいと考えております。

申し訳ございませんでした。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

一番（加山雅徳）　今、松永議員さんの質問に関連をいたしますが、町の財政が厳しいということで、そういう報酬の一割削減っていうのは私もやむを得んかなあという気がいたします。

しかしですね、このやり方っちゅうですか、手法っちゅうのもただ一律に一割カットということだけではなくしてですね、例えばの話、団員も不足しとるという、各分団でですね…。そういう中で、十五名を一割削減しても一人ないし二人ですね。そういう会長でもですね、さっき松永議員さんが言われたとおり、三十六地区あるわけですかね？今…。ある程度、笛吹地区とか統合すればですね、松永議員さんとまったく一緒の質問になるかも知れませんが、そういう方法もあるんじゃないかと。ただ一律カットということだけじゃなくしてですね、そういう方法も今後考えていかないと、消防団につきましても、今までの一般質問の中でもいろいろ議論されたとおりですね、やっぱりそういう時代にもう差し掛かってきとるんじゃないかなあという思いがいたします。

そこら辺、一点だけ町長の方にお伺いいたします。

議長（近藤一輝）　町　　長

町長（山田憲道）　笛吹の地区をですね、半分にしてほしいという申し出は、ある会長さんから昨年いただきました。

そして連合会長さんの方にもですね、伺いをして、「そういう申し出があってますのでどうかなりませんか。」ということは言っております。

ただ、私たちの場合は、これは町の方がですね、「どうしなさい。」「こうしなさい。」という問題ではないと思っております。これは笛吹連合会のですね、皆さんとも私いろいろ話した結果なんですが、町の方は私は連合会の方からですね、

いろいろご相談があった場合には一緒に話し合いましょうということは去年から言っておりますが、まだ今のところ、どうしましょうとか、町としてですね、もう五件ぐらいでは存続ができないから大きいところに合併してもらいたいということはですね、去年から伺っております。

それで、消防団の編成につきましても、去年、消防分団長会議でもあっておりましたが、もうしばらくですね、頑張ってほしいという旨のですね、説明はいたしたところでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第三号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第四号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案四号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案についてご説明いたします。

地方公務員法の改正により、「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を制定する必要が出てきております。

今回の改正につきましては、任命権者は、条例の定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定、並びに福祉及び利益の保護等、人事行政の運営の状況を報告するようになっております。

また、公平委員会の委託を受けている県人事委員会は、地方公共団体の長に対し、業務の報告をしなければならず、これらの報告を受けた地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、毎年報告を取りまとめ、その概要を公表しなければなりません。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。

まず、第一条は、本条例の趣旨でございます。

第二条は、報告の時期を定めております。

第三条は、任命権者が報告しなければならない事項を定めております。

第四条は、人事委員会への業務の状況の照会と報告を規定しております。

第五条は、人事委員会からの報告事項の規定を設けております。

第六条は、地方公共団体の長が人事行政の運営等の状況の公表の時期と事項を定めております。

第七条は、公表の方法を規定しております。

第八条は、委任事項でございます。

附則では、施行期日を規定しております。

以上で、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

六番（松永勇治）　この条例はですね、新しく制定されるわけでございますけれども、趣旨にですね、第一条に「この条例は、地方公務員法第五十八条の二の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。」とありますけれども、地方公務員法によって定めるものであることは解かりますけど、この条例の趣旨は今言ったとおりでございますが、これに関するですね、「事項を定めるものとする。」とありますけれども、その目的が、これを、条例を制定する目的ですね。

私たちにわかりやすく、例えば、職員の綱紀粛正に資するためとか、そういうなんか目的をですね、お知らせいただきたいと思います。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後三時三十五分―

―再開　午後三時四十二分―

議長（近藤一輝）　再開します。

総務課長（大黒泰三）　お答えします。

目的については、一条の中にありますように、人事行政の運営等の状況の公表に関することです。

その内容といたしましては、第三条の報告事項でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　第二条の「任命権者は、…」というところでありますが、この条例においてですね、公表に関することでありますから、任命権者自体がまずはちゃんとやりなさい、町長に対して状況の報告をしなさいということになるわけで、この任命権者とは、小値賀ん中ではどこと・どこと・どこと・どこか、全部あげていただきたい。

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　町長部局と議会ですか…。それに教育委員会、それと農業委員会が任命権者です。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　所謂、小値賀町の出向機関の『長』ということになりますね。選挙管理委員会だったら、委員長という

ことですね。

それでですね、次に、第三条でございますけども、三条の六、「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」、勤務成績の評定はいかようにしてやるんですか？どのように報告するんですか？

議長（近藤一輝）　総務課長

総務課長（大黒泰三）　この報告の関係ですけど、まだ様式等については一切示されておりませんので、今後、県辺りの様式等を準用していきたいと思っております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　勤務成績の評定を今までしてるんなら、そのしてるやつをそういうふうな書き方の仕様書のとおりに書き直せばいいことですが、示されてから…。

しかし、成績の評定をしてない状況ならば、この評定をどうやってやっていくかということが我々はしてなきゃいけないんじゃないんですか？評定の仕方まで県が「こうしなさい」というのはないと思いますよ。ただ書き方を示してくるだけだと思いますけどね。その辺はどう考えているのかということと、合わせて七番目も聞きたいと思います。

「職員の福祉」、解かります。「及び利益の保護」って何ですか？

この辺についてもお伺いをしておきます。

議長（近藤一輝）　しばらく休憩します。

―休憩　午後三時四十七分―

議長（近藤一輝）　再開します。

―再開　午後四時零分―

町長（山田憲道）　お答えいたします。

六番目の、「職員の研修及び勤務成績の評定の状況」ということで、今後ですね、様式等につきましてはまだ決まっておりませんが、今後取り組みたいと考えております。

それから七番目の、「利益の保護の状況」というのは、福利厚生ということで、健康診断とか、それから厚生施設ですね、施設の利用状況を差すようでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第四号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第四号、小値賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
水産商工課長（筒井英敏）　議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。
去る、平成十六年十一月二十五日、政令第三百六十八号、海上運送事業の活性化のための船員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布され、平成十七年四月一日から施行されることになりました。
これに伴いまして、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じましたので、提案するものでございます。
それでは、改正の概要をご説明いたします。

今回の改正は、船員法関係手数料の改正でございまして、第二条の表中、雇入契約の公認申請に対する審査が、届出・確認事務に変更となり、削除するものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げました。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第五号、小値賀町手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第六号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長

農林課長（松本充司）　議案第六号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。

改正しようとする小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例は、昭和五十五年有畜農家の普及と和牛の改良、増頭を強力に推進し、肉用牛生産基礎を確立するとともに、農業経営の安定に寄与するために制定されたものでありますが、貸付対象牛が改良基礎牛の子牛に限定されることや、貸付頭数、貸付額についての制限等により、有畜農家において余り利用されていない状況にあります。

近年、国、県等による各種の家畜導入制度は充実されてはおりますが、補助金改革等により　導入頭数や導入価格が制限されることが予想されます。このような肉用牛の情勢変化にも対応できるよう、貸付対象牛の制限や貸付頭数、貸付額などを改正し、有畜農家に広く利用していただき、増頭を推進するため、和牛部会、和牛改良組合関係者との協議のもと、本条例案をご提案申し上げます。

それでは、改正条文の内容をご説明いたします。

なお、改正条文の現行と改正案の対照表を三頁以降に添付しております。それを使用して内容をご説明いたしますので、ご覧下さい。

第二条第一項の改正は、貸付頭数、並びに貸付者の改正で、貸付頭数を「二頭」から「三頭」に改めることと、貸付者の名称の改正は、「農業後継者となった者」を「新規就農者及び認定農業者」に改め、新たに「十五頭以上の牛舎建設後、五年以内の者」を加え、一農家あたりの貸付頭数「三頭以内の貸付」を「五頭以内の貸付」に改めることの、三点の改正でございます。

第二条第二項については、削除し、貸付対象牛の制限を無くして、県外産を含めすべての牛を対象とするものであります。

第二条第三項は、導入事業に係る補助金の重複を避けるためのものですが、現行の事業名に改正して、第二条第二項にし、同条第四項を、第三項に改めるものです。

第四条は、貸付期間ですが、他の家畜導入事業における貸付期間に合わせ、「六年」を「五年」に改正するものであります。

第六条については、申請牛の貸付適否の審査機関についての改正であります。
第七条については、貸付価格についてでありますが、現況の子牛市場価格を勘案し、貸付上限額「四十万円」を「六十万円」に改め、貸付頭数は、「予算の範囲内とする」ことを加えるものであります。また、自家育成の評価する機関については、第六条と関連する機関の改正であります。
第十四条の改正は、第二条の項の改正に関連するものであります。
附則として、この改正条例の施行日は、公布の日からとし、但し、条例の改正規定は、平成十七年度貸付分から適用するようにしております。
以上、提案理由、内容の説明を終わります。
よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

十番（立石隆教）　立石議員
この貸付自体が近年、利用者がゼロという状況なので、できるだけ大いに利用してほしいということで、こういう改正がなされたようですが、これによってですね、どれくらいの利用者が増えるというふうに見込んでおられますか。

議長（近藤一輝）　農林課長

農林課長（松本充司）　お答えいたします。
十五年・十六年度実績でよりますと、導入資金の枠が足らずに、十五年度で二十頭、十六年度で、これ予定ですけども、含めてですけども、二十七頭が自己資金での導入というふうなことになっておりますので、最低でも二十頭近くは利用してもらえるものというふうに思っております。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第六号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第六号、小値賀町有めす牛貸付事業に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第七号、小値賀町浄化槽整備事業の実施に関する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課長（中村敏章）　議案第七号、小値賀町浄化槽整備事業の実施に関する条例案について、提案理由のご説明をいたします。
本条例は、国の補助金を得て、浄化槽整備事業を実施する場合、条例の制定が必要となり、本条例案を提案するものでございます。
第一条は、本条例の趣旨でございます。
第二条は、用語の意義でございます。
第三条は、処理区域を定めたものでございます。

第四条は、処理区域の住宅所有者の責務を定めたものでございます。
第五条・第六条は、設置申請等を定めたものでございます。
第七条・第八条は、使用料とその算定方法について定めたものでございます。
第九条・第十条・第十一条・第十二条は、設置から工事完了までの手続き等を定めたものでございます。
第十三条は、排水設備に係る資金の融資制度を定めたものでございます。
第十四条は、使用開始等の届出を定めたものでございます。
第十五条は、保守点検等に係る料金の負担を定めたものでございますが、第十六条では、合併浄化槽が使用する電気料金の補給を定めております。これは合併浄化槽の電気料金が、基本額に満たないため、電気料金の節約と、引き込み柱等の工事費の削減を見込んだものでございます。
第十七条・第十八条・第十九条・第二十条・第二十一条は、施設の管理等について定めたものでございます。
第二十二条は、使用料の減免等について定めたものでございます。
第二十三条は、施行規則の制定条文でございます。
第二十四条は、罰則規定でございます。
以上、提案理由のご説明をいたしました。
よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

一番（加山雅徳）　加山議員
第九条ですが、排水設備の設置の欄ですけど、「浄化槽の設置完了後速やかに」ということで書かれておりますけど、漁集排・農集排等については、公共下水も一緒でしょうけど、三年という規定があります。
この合併浄化槽の場合、そこら辺の規定はなくてもよろしいんでしょうか。お伺いします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

合併浄化槽の場合は個別処理でございますので、「設置後何年」というような規定はいたしておりません。
つまり、条文で書かれてますとおり、速やかにですね、排水工事をしていただくということでございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

立石議員

十番（立石隆教）　これは、漁集とか農集とか、それから公共下水道の区域外を全部処理区域とするということで、その処理区域内におけるところの合併浄化槽を設置する家庭においては、これ全額町が出すということですよね、確認をしたいと思います。
所謂、一部補助をするという、結構、合併浄化槽を普及させようというところはですね、一部補助という形が結構見受けられたんですけども、これは全額町が出すということですね、その合併浄化槽を設置するのは…。
ただ、宅内については別でしょうが…。外側のものはやるということですね。どこまでやる、どこまで町が負担するという、その区域はどこまでかということを明確に聞いておきたいと思います。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。
浄化槽整備事業は、国費を伴うものでございまして、今回十七年度急にあげましたのはですね、県の方が十七・十八・十九と三カ年に限って、促進交付みたいな県の支出金がございますので、約一四％程度ございます。
それで急に、実際は、町の振興計画では十八年度から三カ年を予定したわけなんですけど、急遽、十七年度から実施するように予定しております。
工事費の割合ですけど、これは前方地区農集で合併浄化槽を二ヶ所設置しておりますけど、この費用についてはですね、全額町が負担しております。無論、宅内排水設備については、個人負担となっております。
これを考えますとですね、町が補助金で出して、個人から負担金をいただくというような方法がとれないかと思っております。
それと、区域ですけどですね、管路等の変更とかでですね、公共桝がまだきていない地区がございます。これは費用対効果等考えまして、その箇所と、あとですね、納島地区・六島地区・唐見崎地区、それと一般質問で町長が答弁しましたけど、斑地区、合計八十戸程度を予定しております。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　私は処理区を聞いたわけではありません。

私が言っているのは、合併浄化槽は宅地内に埋めるんですよ。本当は･･･、普通は･･･。

公共下水道は公道に管を通して、そこの家の入口に公共桝を作るんですよ。そこまで引くのはその家の負担ですよという話が明確になってるわけです。しかし、合併浄化槽は公道の中に埋めないんですよ。公の道の中には･･･。

必ず、ここに書いてあるようにですね、第五条の二項、「浄化槽を設置する土地の所有者は、浄化槽の設置の期間中、その土地を町に対して無償で貸与するものとする。」、即ち、自分の土地に埋めるんですよ。ですよね･･･。

であれば、どっからどこまで、その個人の負担で繋ぐのかということが明確でないといけない。そこがどこまでですかと。合併浄化槽のところまでですか、合併浄化槽から家に入る瞬間までが町が負担するんですかという話を明確にしなさいということを言ってるんです。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

合併浄化槽の流入口ですね、あれから宅内桝を一個、これは公共桝に代わるものです。宅内桝を一ヶ所設置します。それまでが町の工事となります。延長的には一メートル程度です。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　その点では非常に合併浄化槽が有利なんですよね。家の人が道よりずぅ～と遠い所に自分の家があった場合にはそこまで管を引いてこなきゃいけない。自分のお金で･･･。

しかし、合併浄化槽はそんな遠くに設置するはずがないですから、近くまでもっていきますから。そうすると、そこの桝を、直ぐ窓の下に桝を作ることができれば、非常に短い管で工事が終わる。その点では非常にこれは有利なんですよ。

そりゃあもう当然解かっておりますが、明確にお答えをいただきました。

それで、先ほど、国の補助金もありますし、県の補助金もありますが、農集や漁集や、それから公共下水道の事業の中で、範囲の中で、少し離れた所にある家のために管を引いたんでは相当お金が掛かる、だけど、やらなきゃいけない、その時に、「合併浄化槽でやって下さいよ」いう形でやってる分については、処理区域の中のことでやらなきゃいけない、そのことの

方がお金が少なくて済むから、それに替えてもらうわけですから、当然、町のお金でやるというのは私は当たり前だと思ってるんです。

しかし、その区域外、その処理区域を公共下水道でやろうと考えてる以外の区域がこの対象の区域ですから、その区域において同じような考え方でいいのかなあと…。

所謂それは個人の財産になるのか、町の財産になるのかという問題があるわけです。

つまり、補助金を出すならば、個人の財産になるんです。しかし、町が全部やりますって言うんなら、町の財産になる。

そこら辺も明確にしないといけないですね。これは恐らく町の財産ということで条例作ってるんですね。確認をします。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

町の財産ということでございまして、使用料も徴収いたします。

これは公共下水道、農集排、漁集排、すべて同一の料金でございます。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

十番（立石隆教）　議長、議長、まだあります。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　この中で、私がちょっと見つけきらないんですけど…。

これ電気料の問題が出ておりますけれども、電気料はエアを送るポンプのモーターの電気料ですね。そのポンプがですね、耐用年数が確か五年から十年なんですよ。それらはどこに書いてあるんですか？それについての、あれは書かなくていいんですかね。

本人がね、本人が壊したりしたら、そりゃあ「本人が弁償しなさい」って書いてありますが、それらについてどこがそれを触れてる部分なのか、ちょっと判りませんので、説明して下さい。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　お答えいたします。

個別の合併浄化槽の所有は町でありまして、維持管理等も町がいたします。勿論、ポンプ等の故障等についても町が修理いたします。

条文自体はですね、書かれてはおりません。町が管理する代物ですから、町の方で修繕等も実施いたします。

議長（近藤一輝）　立石議員

十番（立石隆教）　法定点検が必要ですが、これは町がやるんですか？その資格者は町が要るんですね。

議長（近藤一輝）　建設課長

建設課長（中村敏章）　法定点検につきましては、浄化槽協会の方に委託に出します。

議長（近藤一輝）　ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第七号、小値賀町浄化槽整備事業の実施に関する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第七号、小値賀町浄化槽整備事業の実施に関する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長（中村敏章）　議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案の提案理由のご説明をいたします。

今回の条例の改正は、納島地区簡易水道の統廃合により、小値賀地区簡易水道の給水区域に納島を加え、第二条第一項第三号を削るものでございます。

以上、提案理由のご説明をいたしました。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第八号、小値賀町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
建設課長（中村敏章）　議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置に関する条例の一部を改正する条例案の提案理由のご説明をいたします。
今回の条例の改正は、浜津地区農業集落排水事業の供用開始に伴い、浜津処理区を追加するものでございます。
以上、提案理由のご説明をいたしました。
よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案を採

決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第九号、小値賀町農業集落及び漁業集落排水処理施設の設置等に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第一〇号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
診療所事務長（吉元勝信）　議案第一〇号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案の提案理由、並びに改正内容の説明をいたします。
今回改正しようとする現診療所条例は、週休二日制導入時に診療所の診療日と診療時間の改正を行うべきところでありましたが、改正漏れとなっておりますので、今回改正を行うものでございます。
それでは、改正案条文の内容を説明いたします。
第六条（診療日及び診療時間）の改正は、本条文を全面的に改め、第一項で、役場と同様に祝祭日や土曜・日曜日及び年末・年始の休日を除いた平日を診療日と定め、第二項で、診療時間を平日の午前八時三十分から午後五時までと改めるものでございます。
なお、救急の場合は、従来どおりの対応と定めております。
以上で、提案理由、内容の説明を終わります。
よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。

質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第一〇号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案を採決します。
おはかりします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第一〇号、小値賀町国民健康保険診療所条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第一一号、小値賀町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
診療所事務長（吉元勝信）　議案第一一号、小値賀町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。
今回改正しようとする従来の診療所使用料及び手数料条例は、開設当時から規定しておりました料金設定等に一部実情にそぐわないところが発生し、また、対象となる区分や料金の明確化が必要となりましたので、診療所運営協議会での協議を経て、本条例改正案を提案いたします。

それでは、改正案条文の内容でございますが、第二条（使用料の額）の改正は、第三項「前項に定めるもののほかについては、別表の定めによるものとする。」を追加いたしました。

また、第三条（手数料の額）の改正は、第三条中「北松浦郡」を「所属」に改め、「定める」の次に「もののほか別表に定める」加え、所属医師会の変更があったときにも対応できるものといたしております。

別表の改正につきましては、使用料で機械・器具項目他分、また、手数料につきましては、今回新たに訪問看護料以下の項目を追加し、これまで網羅できていなかった部分を明記いたしております。

これらの改正により、適正な料金の徴収が可能となります。

附則として、この改正条項の施行日を公布の日からとし、平成十七年四月一日から適用といたしております。

以上で、提案理由、内容の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一一号、小値賀町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案を採決します。

おはかりします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第一一号、小値賀町国民健康保険診療所使用料及び手数料条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第十六、議案第一二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第十七、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、日程第十六、議案第一二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第十七、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを一括議題とします。

議案第一二号、議案第一三号の提案理由の説明を求めます。

総務課長

総務課長（大黒泰三）　議案第一二号、議案第一三号についてご説明いたします。

本議案は、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてと、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更をするものでございます。

平成十七年四月一日に西海市が設置されることに伴い、西彼杵郡西彼町、西海町、大島町、崎戸町及び大瀬戸町が廃止され、この廃置分合に伴い、平成十七年三月三十一日をもって大崎保健福祉組合及び西彼北部斎場組合が解散されます。

また、平成十七年四月一日に北松浦郡吉井町及び世知原町が佐世保市へ編入されることに伴い、これらの町が廃止される

ことになります。
また、西彼杵郡町村組合が平成十七年三月三十一日をもって解散されることで、当組合を構成する地方公共団体からこれらの市町村及び組合を減ずる必要があります。
次に、平成十七年四月一日から佐世保市・西海市が当組合へ加入することになり、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が増加することにより、規約の変更が生じますので、その協議につきまして、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を経なければなりませんので、ご提案申し上げました。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。
議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから、議案第一二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第一二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第一二号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。

これから、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。

おはかりします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第一三号、長崎県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

おはかりします。

日程第十八、議案第一四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第十九、議案第一五号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、関連がありますので、一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、日程第十八、議案第一四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について及び日程第十九、議案第一五号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを一括議題とします。

議案第一四号、議案第一五号の提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三）　総務課長

議案第一四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についてと、議案第一五号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてご説明いたします。

平成十七年四月一日に西海市が設置されることに伴い、西彼町、西海町、大島町、崎戸町及び大瀬戸町が廃止され、また同日に吉井町及び世知原町が佐世保市に編入されることに伴い、これらの町が廃止されることになります。

これに伴い、平成十七年三月三十一日をもって、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を構成する地方公共団体からこれらの町を減ずるものであります。

なお、平成十七年四月一日に西海市が設置されることに伴い、本組合へ加入することとなっており、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数が増加することにより、規約の変更が生じるため、その協議につきましては、地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決が必要となりましたので、ご提案を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議案第一四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についての討論

を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第一四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第一四号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少については、原案のとおり可決されました。
これから、議案第一五号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についての討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第一五号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。

したがって、議案第一五号、長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第一六号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長（大黒泰三）　議案第一六号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてご説明いたします。

長崎県市町村土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、地方公共団体の出資により設立されております。

このたび、市町村の廃置分合に伴い、公社の設立団体である西彼町、西海町、大島町、崎戸町及び大瀬戸町が平成十七年四月一日に西海市として施行され、市制施行後も引き続き本公社に加入し、また、同年四月一日に佐世保市と合併する吉井町、世知原町につきましては、佐世保市土地開発公社として単独で設立・運営しており、当該二町については本公社を脱退することから、本公社の定款を変更するものでございます。

つきましては、定款の変更をするときは本公社定款第十六条第一項第一号及び公有地の拡大の推進に関する法律第十四条第二項の規定に基づき、設立団体の議会の議決を経て、都道府県知事の許可を受けることとなっておりますので、ご提案を申し上げました。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第一六号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第一六号、長崎県市町村土地開発公社定款の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第一七号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。
総務課長（大黒泰三）　議案第一七号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更についてご説明いたします。
西彼町、西海町、大島町、崎戸町及び大瀬戸町との合併により西海市が新設されることに伴い、佐世保地域広域市町村圏組合を構成している地方公共団体の数が減少すること、並びに合併に伴い、佐世保地域広域市町村圏組合規約を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第九条の二第一項の規定に基づく地方自治法第二百九十条の規定により、議会の議決を要するため、本案を提案するものでございます。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（近藤一輝）　これで提案理由の説明を終わります。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
（「質疑なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから、議案第一七号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更についてを採決します。
おはかりします。
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長（近藤一輝）　異議なしと認めます。
したがって、議案第一七号、佐世保地域広域市町村圏組合を組織する地方公共団体の数の減少及びこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。
以上で、本日の日程はすべて終了しました。
本日は、これにて散会します。
明日は、午前九時三十分より開議します。

―午後　四時五十五分　散会―